

〔論 説〕

判事登用規則下の司法官任用についての実証的研究：
法学教育・民法教育の社会史にむけて

荒川 英央

＜目次＞

序論

1 問題の所在

2 対象と方法

(1) 対象の設定

(2) 分析の方法

I 判事登用規則による司法官任用

1 1条という原則

(1) 判事登用規則制定の趣旨

(2) 1条のなかの階層性：「学識」の構成

(3) 1条の運用

2 9条という例外

(1) 「経験」の処遇

(2) 9条の運用

II 判事登用規則体制の帰結

1 新任司法官の集団的特性

(1) 世代・族籍・学習歴

(2) 司法官へ

おわりに

1 まとめ

2 展望と今後の課題

序論

1 問題の所在

本稿の目的は、判事登用規則の下で司法官に任用されたのがどのような人びとであったのか、その集団としての特徴を実証的に検討することによって、法学教育とその社会的・文化的基盤あるいは社会層とのかかわりの一端を明らかにすることである。

司法官任用をめぐるのは、判事登用規則下でのものに限定しても、すでにさまざまな視点から研究が行われてきた。本稿の関心から代表的なものに限って概略を示せば次のとおりである。法学者によるものとしては、i) 民法学・法社会学の立場からはつとに利谷(1965b)が法学エリートの分析のなかで同規則が「政府の私立法律学校に対する統制」の手段のさきがけとなったと指摘していたし、ii) 法制史の立場から岩谷(2012)¹⁾はその前史、制定過程や趣旨、判事登用試験の実際²⁾をつぶさに明らかにしたうえで、同規則下での試験が戦前の「司法官リクルートの方法の原型」にかかわって大きな意味をもったとともに、「『学識』認定の制度化」の契機となったことを強調している。iii) 日本近代史の立場からは安原(2019)が官吏任用制度のまさに成立過程の只中で展開された、司法省と内閣・文部省(・帝国大学)の「弥縫的」(p.196)施策・応答の一コマとして同規則の再解釈を試みている。ここでは試補採用者・司法官任官者の待遇に目配りがなされ、かれらの履

1) 初出は岩谷(1994)であるが、「大幅に加筆修正」されており、「新稿の位置づけで」「全面的に書き改め」られている(pp.624-626)。

2) その視野は、試験施行の経過と当時のメディアの対応、試験結果についての司法省の見解、第1回試験及第者の足跡、法理問題の登場、法律雑誌に掲載された模範解答等きわめてひろくまで及んでいる。いずれも筆者の関心にとって重要な含意をふくむが、ここでは法理問題の登場がすぐあとでふれる「学識」の、その社会的構成にかかわっていると、本稿の筆者が解釈しているとだけ述べておく。

歴³⁾に応じて差別的な処遇がなされたことが明らかにされている点が、本稿の課題にとって示唆に富む。iv) 法曹実務家の立場からは燕山(2007)が制度の沿革について考察をくわえている。

明治初期の司法官については、系統的に法あるいは法学を学習していないいわゆる「特進組」に代わって、体系立った西洋法・近代法の学識を備えた人びとがかれらを駆逐していくといったイメージでとらえられてきた。そして、その交代劇で重要な役割を果たしたもののひとつとして、判事登用規則が法的学識を基準にして司法官を任用する仕組みを本格的に採用する契機になったと指摘されるのが一般的であると思われる。

しかし、判事登用規則の下で司法官に任用された者がどのような人びとであったかについての実証的な分析は、まだ十分に行われたとはいえないように思われる。たしかに岩谷(2012)は第1回判事登用試験及第者3名について、その出生・出自から学習歴や職歴をふくむ履歴、試験及第後のキャリアを(場合によっては死亡にいたるまで)明らかにしている。では、その3名以外はどうなのか。この点、安原(2013)は判事登用規則の下で司法官に任用された法学士や判事登用試験及第者すべてについてその待遇を、比較的短いタイム・スパンではあれ、かれらに対する差別的処遇をふくめて明らかにしている。ただ、それだけにとどまっているともいえる。次に判事登用規則の下で司法官に任用されたのは法学士と試験及第者だけではない。同規則9条によってかれら以外にも司法官に任用される途がひらかれていた。とこ

3) 安原(2013, p.78)では、試補採用時の待遇とその後処遇や本官任用時の待遇との相関関係に着目して「司法省は、個々の司法官の能力に応じて、適宜進級に差を設けていたのである」と述べられている。ここでいう「能力」がなにを意味しているかは、岩谷(2012)が「『学識』認定」と表現しているものとかかわりで検討をくわえる必要があると考えられる。なお、安原(2019)は安原(2011, 2013)等雑誌論文に加筆・訂正等して博士論文として完成されたものだが、アクセスの便宜から、以下では雑誌論文から引用する。最終的な博士論文の趣旨をそこなわないようつとめたが、文意の解釈の責任は本稿の筆者にある。

ろがかれらは先行研究では十分には分析の対象にふくまれていない。要するに、判事登用規則の下で任用された司法官の総体をとらえきれていないのである⁴⁾。

本稿では、そうしたこれまでとらえられてこなかった領域に立ち入り、また筆者の今後の実証研究の基礎を築くために、判事登用規則下で任用された司法官の集団的特性とそのなかでのバリエーションの分析を試みる。具体的には、i) かれらの社会的・文化的出自——生年月、族籍など——、ii) かれらが経験した法との接点——法学教育（意図的な社会化）には限られない——と、iii) 司法官への任用の関連を検討する。その作業を通して、かれらが西洋法をどのように受けとめたかについてのいくつかの側面を明らかにすることをねらいとする。

岩谷（1996、p.12）が（かつて）指摘していたところでは、「同『規則』施行の二年間に計五回にわたる試験によって司法官にリクルートされた人材は、いわば日本の近代法教育による最初の『離陸人材』（… 中略 …）であった」。本稿執筆時点で、この指摘が妥当でなくなったとは筆者には思われぬ。そうであるなら、——もともと、本稿はその見直しの試みでもあるのだが⁵⁾

4) 総体をとらえることなど無意味なのではないか。無意味とまではいわないが、研究する意義は乏しいのではないか。そうした立場も十分ありうる。実際、本稿はささやかな知見をつけくわえるにすぎないだろう。しかし、たとえばあとで本文でふれるように、9条1項は次のような者を判事に任用できると規定していた。「判事補ノ職ヲ奉シ五年以上格勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者」（傍点は筆者）。ここでいう「学識」は学士や代言人と試験及第者とに求められる学識とは異なるものとして社会的に構成された（されていく）学識だったとも考えられるけれども、ここでも「学識」が求められていることも事実である。

5) 岩谷（2012）が「判事登用試験体制」にいたる過程で司法官任用についてさまざまな方策がとられたと指摘していることが示唆し、また、安原（2013）が判事補・検事補に対する処遇について実証的に明らかにしていることが示しているように思われるのは次のことである。すなわち、一方では、判事登用規則以前に人びとが西洋法・近代法と出会いそれを受けとめて折り合いをつける仕方も多様でありえた。もう一方では、判事登用試験及第者のなかからでも、「老朽法官淘汰」の流れのなかで退場を強いられる者も出

——、ここでえられる知見は、先取りのいうならば、判事登用規則以後に本格的に登場してくる「学識」司法官が受けた法学教育の意味をとらえ直すことにつながるはずである。

では、なぜ判事登用規則のもとでの司法官任用だけを取り上げるのか。それはなにより筆者に準備がないことによる。判事登用規則は、よく知られているとおり、それまで行われていた司法官のいわゆる自由任用に代えて、法にかかわる学識と経験を基準にした任用を実現する先駆けになる性質をもつという。ただ、第1に、Iで考察するように同規則はその後の法制とはやや異質な原理を含むものと解釈すべき点をもっているのではないかということ、また、第2に、IIでその実態を実証的に検討するように同規則はのちの法制とはおよそ異なるあり様で運用されたことを十分に理解すべきではないかということ、この2点が判事登用規則下での司法官任用に焦点を絞る理由でもある。

2 対象と方法

(1) 対象の設定

本稿では、分析・考察の中心的な対象を判事登用規則下で新たに任用された司法官（以下「新任司法官」と記す）に設定する。判事登用規則は基本的には判事の登用について定めたものである。ただし実際には、判事任用とほぼ同時期にある程度似たかたちで検事任用も行われていた。そこで、判事だけでなく検事も対象に含めることにした⁶⁾。

具体的には、次のように機械的に対象時期を設定した。判事登用規則が官

てくることになる。

6) 付けくわえておこなうなら、判事登用規則は、判事を検事と切り離して分析・考察の対象に設定することが難しいしかたで運用されていたといえるように思われる。難しいというのは手続きの問題ではない。判事補が検事に、検事補が判事にそれぞれ任じられることもあった。つまり判事任用と検事任用を切り分けてしまうと、この時期の司法官任用を総体としてとらえるのが難しくなるように思われるということである。

報に掲載されたのは1884(明治17)年12月26日である。この日を始点とし、これ以後、任用が上奏等された判事・検事(および判事・検事任用に先だって「事務」の「見習」のために命じられたと思われる准奏任御用掛⁷⁾(1886(明治19)年1月26日の同規則改正後は判事試補)。以下では単に司法官と呼ぶから対象に含めていった。同規則の下、判事登用試験は司法部内対象の臨時試験を含めて、少なくとも5回実施されたとされている。その最後に当たる第3回判事登用試験に及第した者たちが判事試補に任用された時点を終点とした。日付で特定するなら1887(明治20)年12月24日である。

同年7月23日には文官試験試補及見習規則が公布され、司法官の任用のあり方は変わることになる。上記の作業は国立公文書館蔵の『官吏進退』(同館蔵『公文録』内のものを含む)文書をもとに行ったが、その限りではこの終点以後新たに判事登用規則によって判事・検事・判事試補が任命された記録は見いだせなかった。

以上の手続きによって本稿で扱う対象に含まれるケースの概要は表1のとおりである⁸⁾。

7) 法制上は准奏任・准判任のどちらもありえた。ただ、①名称が判事試補に改正された段階でその扱いは奏任に準ずるものとされたこと(「判事登用規則中御用掛ヲ改正セシ判事試補ノ身分ハ奏任官ニ準スルモノトス」国立公文書館蔵『公文類聚』〈第十編・明治十九年・第六卷・官職五・選叙任罷〉)、②こうしないと司法省正則科2期生を「従来からの司法官」と扱うことになり、本稿が関心を寄せる法学教育を理解する上でも、判事登用規則を理解する上でも適切な検討が行えなくなることをふまえ、准奏任になったタイミングでとらえることにした。なお、見習、御用掛、判事試補といった、判事登用規則による任用プロセスにかかわることがらについてはIで概観する。

8) 表1bには、参考値として、各試験ごとの及第者数として示される値を載せておいた。本稿ではデータを統計的に処理して分析を行うのだが、その際のケース数と一致しない部分があることもあるため、非常に些末なことにも思えることとはいえ、書き添えておく。筆者には判断がつかなかったのは次の2点である。

第1に、第2回試験及第者は35名なのかもしれないが、37名のようにも思われる。どういうことか。1886(明治19)年12月10日の官報には「司法省ニ於テ去月一日ヨリ判事登用試験ヲ執行シ昨九日右合格者ニ試験及第証ヲ授与セリ」とあり、35名の氏

なお、本稿では、判事登用規則下で新たに司法官に任用された人びとを中心的な対象とすることはさきに述べたとおりである。ただ、かれらの特性を

表1 データの概要

	学士	代言人	試験及第	9条任用	検事	計
1885(M18)年	15	1	3	26	11	56
1886(M19)年	7		36	67	31	141
1887(M20)年	2		639	307	197	1145
計	24	1	678	400	239	1342

表1 b

		試験及第	参考値
1885(M18)年	第1回判事登用試験	3	3
1886(M19)年	第2回判事登用試験	36	35
1887(M20)年	司法部内対象判事登用試験	298	299
	法学生徒臨時判事登用試験	76	77
	第3回判事登用試験	265	268

理解するためには、判事登用規則以前に、いわゆる「自由任用」によってすでに判事・検事の職に就いていた人びとと対比させることが有益な手掛かりになる。そこで本稿では、暫定的に次のような手続きによって比較対象群となる司法官を選び出した。

名が載せられている（岩谷（2012、pp.619-620）で、丹念に整理されている35名である）。他方、同月23日の官報には「司法省ニ於テ去月一日ヨリ判事登用試験ヲ執行シ昨二十二日試験及第証ヲ授与セシ氏名左ノ如シ」として、もう2名の氏名が載せられている。どちらの官報も、実施時期が同じことを示す書き出しは同じで、試験及第証を授与した日付が違うだけだから、これらは先行研究が1回の試験として扱ってきた同じ第2回試験の及第者を2回に分けて載せているようにも読める。

とすると、第2回試験の及第者は、表1で右上にaを付して参考値35に2を加えた右の値のとおり37名ということになりそうである。そこで本稿では表1のとおり37名を仮に第2回試験及第者として扱い、データにはそのうち36名を含めている。もう1名は判事試補に採用された記録を見いだせていない。（なお、この1名は1889〈明治22〉年に病没したようである）

さきに述べた手順により、1884年12月26日以後任用が上奏等され、1887年12月24日までに新たに司法官に任命された者の氏名リストAを作成した。この期間の後、もっともはやくまとめられた司法省の職員録は、管見の限り『司法省職員録：明治廿一年二月調』である。これを利用することにし、ここに記載されている者の氏名リストBを作成した。次にリストAとBを氏名等で照合し、リストBからリストAに含まれる者を除いた司法官⁹⁾のリストを作成した(リストC)。このリストCに含まれる者を自由任用による司法官とみなす(384ケース)。ただ、自由任用された司法官といっても、すでにこの時期には東京大学法学部や司法省法学校の出身者や、留学して法律学を学習した人びとなどが司法官となっていた。こうした人びとをいわゆる特進組と同一視することは、法学教育に関心をよせる筆者には妥当とは思えない。そこで、限られた情報に基づいてではあるが、リストCからかれらを除外したリストを作成した(リストD。354ケース)。判事登用規則下で新たに任用された司法官の比較対象群になるのは、基本的にはこのリストDの人びとである。

司法官の人事は日々行われたのは確かである。ただ、1888(明治21)年2月現在調べの職員録を判事登用規則下での司法官任用の一応の帰結と捉えることは必ずしも妥当でないともではいえないと思われる。

第2に、1887(明治19)年1月に実施されたいわゆる司法部内者のみを対象とする判事登用試験及第者は299名なのかもしれないが、298名のようにも思われる。これは司法省の統計に整合的な値がある。『司法省第十三処務年報 明治二十年』(pp.5-6)によると、「本年一月本省所属官吏ニ対シテ之ヲ举行シ三月ニ至リ結了シタルモノ」すなわち司法部内の対象の試験の合格者は298名(表1の参考値欄で右上にbを付した値)となっている。この値は、表1のとおり、本稿のデータで司法部内の判事登用試験及第者として扱う298名と一致する。

9) 具体的には、司法省本省の次官(三好退蔵)・秘書官(栗塚省吾・菊池武夫)・参事官・民刑事局長・検察官(分課未定で1名)、大審院以下の裁判所の裁判官・検察官である。非職はさしあたり除外した。

(2) 分析の方法

本稿では(1)で述べた手続きによって作成したデータセットを用いて統計的な分析を行う。データセットには次の情報を入力した。新たに司法官に任用された者については、基本的には、任用に際して作成された国立公文書館蔵の履歴書に記載された本籍・族籍・生年月、学歴・職歴（実際にはほぼ官職歴に限られる）などを入力した。ただし、この履歴書では学歴について十分な情報がえられないことも多いため、筆者がとくに法学教育に関心を寄せていることから、『帝国大学一覧』、手塚（1988）、私立法律学校およびその後身の専門学校・大学の卒業生・校友名簿のほか、三島編（1898）で適宜補った。

自由任用された司法官については履歴書などに体系的にアクセスできない場合もある。その場合も、基本的には国立公文書館デジタルアーカイブを利用した¹⁰⁾。とくに検事の一部については履歴書等が見いだせないケースが少なくなかった。そうした場合にも、自由任用の司法官と同じような作業を行った。

以下ではまず、判事登用規則の運用実態を概観しつつ、同規則の構造とその原理について検討していく。

I 判事登用規則による司法官任用

1 1条という原則

(1) 判事登用規則制定の趣旨

判事登用規則の制定趣旨と基本的な構造、それによる試験の実施等につい

10) 本稿で扱う生年月については、検索機能のほか、国立公文書館蔵『各官庁所属官吏現員調書三 司法省：明治廿四年六月一日調』（記録材料）、同「勅任官之部 司法省所属官吏明治廿六年四月一日現員調書」『官吏現員調書』（記録材料）、同「奏任官之部 司法省所属官吏明治廿六年四月一日現員調書」『官吏現員調書』（記録材料）、同『府県史料』

ては、すでに岩谷（2012）によって細部まで緻密に分析されている。そこで、とくに断らない限りこれらの事実関係についてはほぼ全面的に同書に依拠して記述していくが（少なくとも I -1 まで）、いうまでもなく最終的な責任は本稿の筆者にある¹¹⁾。本稿の目的に必要な範囲で同規則の運用の実際を概観しながら、その原理について筆者なりに若干の検討を試みたい。

10ヶ条からなる判事登用規則の原則は1条本文に示されている。

1条 判事ニ登用スルハ法学士代言人及ヒ試験ヲ行ヒ及第シタル者ニ限ルヘシ

非常にシンプルに判事登用の原則が明示されている。ただ、この1条を理解するには、同規則の制定にあたり、1884（明治17）年11月25日付で司法卿山田顕義から太政大臣三条実美宛に上申された原案に添えられた「判事登用規則説明」が重要である¹²⁾。これは同規則の趣旨を逐条的に明らかにし解説をくわえている（以下では基本的に「説明」と記す）。まずは規則全体の制定趣旨を上申書から簡単に確認しておく。

いうまでもなく、明治政府にとって当時もっとも大きな課題のひとつにいわれる治外法権の撤廃があった。上申書は次のように状況の定義を行っている。まず、領事裁判の撤廃という願望が実現されないのは、「欧州諸国ノ輕侮」を退け「人民ノ信頼」（日本国民からの支持）をえられるだけの裁判のあり

各府県分をも参照した。なお、紙幅の都合で挙げきれなかった個々の典拠については、次の機会に加筆する予定である。

11) 同書の「第七章 近代日本法史における『学識』判事の登場：第一回判事登用試験顛末」のうち、「一 判事登用試験前夜」（pp.322-362）が判事登用規則制定の経緯と同規則の下での試験実施について詳細に明らかにし、また「二 第一回判事登用試験施行とその顛末：1 第一回判事登用試験施行：（一）試験の実施経過」（pp.362-372）が第1回試験の告示から結果にいたるまでを活写している。

12) 「判事登用規則制定ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十七年・第百六十九卷・明治十七年十二月・司法省（一））。

方が確立されていないからだ、という認識がベースに据えられる。そしてそれは「判事登用ノ法未タ其宜ヲ得ス其職ニ任スル者往々学識経験ニ乏シク或ハ法律ニ明カナラス裁判其当ヲ失フコト」があることによる。突き詰めていくと従来の判事任用のあり方に難点がある、という認識が提示されるのである。

ではどうするか。もうほとんど処方を出ている。判事任用の方法を改め「速ニ宿弊ヲ一洗シ良法ヲ定メ判事其人ヲ得」ることである。そして、さきに示したような裁判のあり方を実現している欧州諸国の方法は「裁判官ヲ登用スル或ハ試験ニ或ハ候補ニ尤モ丁重ヲ致シ必ス法学士若クハ代言人ニシテ学識経験兼備シタル者ニアラサレハ之ヲ採ラス」¹³⁾ というものであることが示される。規則1条の要素として現れる「試験」・「法学士」・「代言人」といったカテゴリー——「学識経験」というもう1つ（あるいは2つ）のカテゴリーについてはあとでふれる——が出揃っている。ここから導かれる処方を凝縮した1条は分節して検討する必要がある。そこで、規則原案に添えられた「説明」の検討に進むことにする。

(2) 1条のなかの階層性：「学識」の構成

1条は一見「法学士」と「代言人」と「試験ヲ行ヒ及第シタル者」（以下では単に「試験及第者」と記す）を列挙して、3カテゴリーを同等に扱っているように読める。しかし、「説明」から明らかになるのは、3カテゴリーのあいだに設定されていた差異あるいは階層性である。第1に、「法学士」「代言人」と「試験及第者」のあいだに差別的な評価がくわえられる。原案起草者は前者の2カテゴリーを、規則制定の趣旨にもっとも適うものと考えていた。

13) 「候補ニ尤モ丁重ヲ致シ」の趣旨が必ずしも明瞭ではないが、さしあたり選抜・任用の対象になりうる者の範囲の設定を慎重に行う、といった程度のことと理解しておく。

自今判事ハ法学士代言人ヨリ登用スルヲ以テ正則ト定ム可シ

「説明」は、1条のなかでも法学士と代言人からの任用を「正則」≒原則のなかの原則として位置づけていたわけである。ではなぜそれに限定しないのか。「説明」は上の引用のあとにすぐに次のように述べている。

然リト虽目下直ニ法学士代言人ノミニ限ル時ハ猶未タ其需用ヲ充タスヘキ人員ヲ得ルコト難カルヘシ故ニ暫ク便宜ニ因リ別ニ試験ノ一途ヲ開キ凡ソ法学ヲ修メ法律ヲ知り法官タラント欲スル者ヲ募リ充分ノ試験ヲ行ヒ其学識判事ノ職ニ適スヘキ者ヲ銓定シ併セテ之ヲ登用セハ實際ニ於テ障碍ナク且漸進以テ目的ヲ達スルヲ得ヘシト確信ス

「法学士」と「代言人」だけでは人数が足りる見込みが立たないから、というのである。規則制定の1884年時点の法学士の総数は110名¹⁴⁾だが、代言人は1,029名¹⁵⁾である。この代言人数をベースに考えれば足りないことはなさそうであるが、「説明」がここで念頭に置いている「代言人」とは「法学士である代言人」だったことはすぐあとでふれる。「法学士」と「代言人」では足りないから「暫ク便宜ニ因リ別ニ試験ノ一途ヲ開」くのだという。ではどのように「試験」を行うのか。またその「試験」による登用を見込まれていたのは誰だったのか。

試験ヲ行ヒ及第シタル者トハ司法省ニ於テ適宜ノ試験方法ヲ設ケ判事定員ノ補缺ニ要スル人員ヲ予算シ東京大学法学部別課生徒司法省法学校速成生徒ヲ始メ凡ソ法学ヲ修メ法律ヲ知り判事タラント欲スル者ヲ募リ随時試験ヲ行ヒ其試験

14) 岩谷 (2012, p.335) が東京大学百年史編集委員会編 (1986) と手塚 (1988) に依拠して算出した狭義の“法学士”と法律学士の合計。

15) 『司法省第十処務年報 明治十七年』(p.136) が挙げる1884年12月31日現在の値。

ニ及第シタル者ヲ謂フ

試験は司法省が主体となって不足人数を見積もったうえで随時行う、という。そして、その対象としてまず挙げられているのは、東京大学法学部に設置された別課法学の生徒(28 + 54名¹⁶⁾)と司法省法学校速成科の生徒である(167名¹⁷⁾)。これだけか。順序は逆になるが、「説明」はそもそもこの時期に本規則を制定することにした動機ともいえるものとして次のような状況の定義を行っていた。

法学又従テ興リ東京大学ニ司法省法学校ニ彬々法学士ヲ養生スルノミナラス欧米諸国ノ大学校等ニ留学シ法学士状師ノ称号ヲ受ケ帰朝シタル者少カラス加フルニ東京大学法学部別課生徒及ヒ司法省速成生徒其他私立法学校等ニテ学習シタル法学生輩出スルニ至ル今ヤ恰モ是レ法官ノ選任ヲ改良スヘキ時期到来セリト謂フ可シ

規則起草者の念頭にある状況には、私立法律学校等で学習する法学徒が現れてきていることが含まれていた。『文部省第十二年報(明治十七年分)』の「明治十七年私立専門学校一覧表」(pp.718-719)から、法律・法律学を教える学校の生徒数を掲載順に挙げると、明治法律学校 482名、専修学校 194名、東京法学校 309名、泰東法律夜学校 65名、東京専門学校 301名、明治義塾法律学校 132名、法律学校(所在地は名古屋) 60名で、合計 1,543名にのぼる。これと別課法学・速成科の生徒をあわせれば、あとでふれるように第1・2回試験で事前に設定された登用人数は 30名だから、起草者がある程度の

16) 28名は東京大学百年史編集委員会編(1986、p.35)が挙げる1883年12月末現在の在籍者数、54名は東京帝国大学編(1932、p.608)が挙げる第2回生数(1884年入学)。

17) 手塚(1988、p.130)が司法省書記局学務課刊「法学校速成科一覧」(筆者は未見)に依拠して挙げる1884年12月調の生徒数。

試験及第者を見込んだのは無理もないことのように思われる。

ただし、「試験」は「暫ク便宜ニ因リ」採られる方法であった。「法学士」と「代言人」には不要な「充分ノ試験」が課されるという意味では、「試験及第者」は起草者にとっては前の2カテゴリーと同等ではないと意味付与されていた。

法学士については本稿で特に論じたい点はない。「法学士」は広義の意味で使われており、東京大学法学部卒の法学士と司法省法学校のいわゆる正則科卒の法律学士の両方が含まれていた。

「代言人」カテゴリーはどうか。「説明」は、「代言人」を2つのサブカテゴリーに分けており、それは規則の文言にも反映されることになった¹⁸⁾。「説明」は2種の「代言人」について次のように述べていた。

代言人トハ広ク代言ノ業ヲ務ムル者ヲ謂フト虽モ現在代言人ニ二種アリ第一種ハ法学士ニシテ代言人ト為リタル者第二種ハ従来司法省ノ試験ニ及第シ免許ヲ得テ代言人ト為リタル者此二種其名同クシテ其实学識大ニ懸隔ス

ひと言で代言人といっても、「法学士である代言人」と「試験に合格した免許代言人」とがあり、この2つのサブカテゴリーは「学識」に大きな違いがあるという認識が示されている¹⁹⁾。そして、本規則で登用するのは原則として第1のサブカテゴリーであるとして次のように続けている。

故ニ本規則ノ目的トスル所ハ主トシテ法学士ニシテ代言人ト為リタル者ニ在リ

18) 規則の文言は原案が修正されるプロセスを経たものであることは、岩谷（2012、pp.341-344）で詳細に跡づけられているが、本稿では立ち入らない。

19) 代言人については、この2つのサブカテゴリー以外にも元司法省付属代言人などがくわわるが、本稿では基本的には規則と「説明」のなかに現れる2つのサブカテゴリーを中心に記述を進める。

(…中略…) 實際登用ヲ為スニ至テハ第二種ノ者ハ其学識経験第一種ノ者ニ相当スヘキ資格アルニ非レハ之ヲ選抜セサルモノトス

第2のサブカテゴリーについては、「学識経験」が第1の者と同等な場合に限って判事に登用するという差別的な処遇が処方に含まれていた。すなわち、さきにふれたように、「法学士」と「代言人」からの判事登用を「正則」にするといっても、「代言人」カテゴリーについて起草者が行っていた意味付与をふまえるなら、1条は「法学士」と「免許代言人」のあいだの差異化をその内に含んでいたことになる。さらにいえば、それは「学識」を基準に階層化されたものだった。筆者の考えでは、本規則の制定はそうした階層性を構成し制度化・正統化していく社会的行為なのだが、「学識」を基準にした階層性が「試験及第者」にも及んでいたことをみていく。

2条は次のように判事登用のプロセスを規定していた。

2条 法学士代言人及ヒ試験及第者ヲ登用スル時ハ先ツ始審裁判所ノ御用掛ヲ命シ一年以上事務ヲ見習ハシメ判事定員ノ欠アルニ随ヒ其本官ニ任スルモノトス

法学士ニシテ代言人タル者ハ二年以上其他ノ代言人ハ五年以上其業ヲ務メ学識経験卓絶ナル者ハ判事定員ノ欠アル時直ニ其本官ニ登用スルコトアルヘシ

[3項略]

「説明」によれば、1項が「登用ノ正則即チ順序ト制限」、換言すれば判事任官にいたるまでに通常踏むべきプロセスを示している。法学士も代言人も試験及第者もすぐには判事に任官されない。まず「御用掛」（1886〈明治19〉年1月26日の規則改正以後は「判事試補」）を命じられ、始審裁判所²⁰⁾で1年以上「事務ヲ見習」う期間を経ることが求められていた。「説明」がその

20) ここではさしあたり2021年現在の地方裁判所にはほぼ相当するものと理解しておく。

趣旨を述べた部分に、さきにふれた階層性を読み取る手がかりがある。「説明」はまず一般論と思われる一文から始まる。

学識博高ナリト虽トモ實際ノ経験ヲ積マサル時ハ其功ヲ奏スルコト能ハス

一般論とはいえ「学識」と「経験」が、3カテゴリーを差異的に評価する2つの指標として設定されていることを確認しておく。ここで重要なのは、上の2つの指標によって3カテゴリーについて付与されていく意味である。順にみていく。

法学士タル者已ニ学識ニ富メリト雖トモ未タ実務ノ経験ニ乏シク代言人ハ稍々実務ニ従事スト雖トモ未タ必スシモ裁判事務ニ練熟セリト謂フヲ得ス試験及第者ノ如キハ其学識素ヨリ未タ法学士ニ及ハス経験亦法学士ニ異ナラサルヲ以テ此三者ヲ登用スルノ際直ニ判事ニ任スルコトヲ得ス

「法学士」は「学識」はあるが「経験」がない。「法学士である代言人」なら「免許代言人」とは異なって「学識」はあるが、「経験」の点では「免許代言人」と同様で、実務経験はあるが裁判をする側としての裁判事務に熟練しているとはいえない。「試験及第者」は「経験」がないという点とはともかく、試験に及第しているのに「学識」は「法学士」に及ばないものとして^あ^ら^か^じ^め意味付与されている。起草者の判断枠組では、「法学士」と、「免許代言人」および「試験及第者」は「学識」を基準に階層化されていたのである。

ここで2条2項についてふれておきたい。これは直接には代言人について見習い期間をスキップして直接判事に任官する「特例」を定めた規定である。ここで指摘しておきたいのは、「法学士である代言人」と比べて、「学識大ニ懸隔」ありと意味付与されていた「免許代言人」は3年で、「法学士である代言人」と同等の処遇を受けられることになっていた点である。このことは

「法学士」と「免許代言人」の「学識」の差——あるいは少なくとも「学識」による差——は3年で埋めることも不可能ではないという意味を伝えることになったと思われる²¹⁾。

(3) 1条の運用

a) 試験

階層性を含んだ1条がどのように運用されたかを概観していく。

規則制定の翌年、1885（明治19）年1月20日の官報に掲載された「試験出願人心得」（司法省甲第2号告示）が規則運用の始まりとあってよいように思われる。そこで条文の文言とは逆になるが試験からみていくことにする。同告示には、i) 8月1日から試験を実施すること（第1回判事登用試験）、ii) 試験科目は2ヶ月前に告示すること、iii) 試験は筆記試験と口述試験によって行うこと、iv) 登用人数は30名であること、v) 官庁在職者の出願は禁じるもののほか、vi) 学習歴を含む履歴書式が記載されている²²⁾。ほぼ予告通り同年5月27日の官報掲載の司法省甲第4号告示で試験科目が発表され、7月7・9日付で試験委員長・試験委員が決まる。

8月1日から5日間、司法省内の講義室で筆記試験が実施され、15日、筆

21) さきにふれたとおり（注18参照）、本規則は司法省の原案が一部修正されたもので、2条2項は修正がかかったものである。この修正を経て「免許代言人」もまた2項の対象となった。このことを起草者が積極的に受け容れたかどうかはともかく、本規則は社会的には本文で述べた意味を第三者に対する意味のレベルでは伝えただけである。なお、ここでふれた意味のレベル、また、本文であとでふれる社会関係・解釈については藤田（1992、pp.134-137）の「目くばせ」についての考察に倣ったつもりである。

22) 筆者の調査研究の関心にとってこの履歴書式は非常に関心をひくものである。そこでは、氏名・本籍・身分（族籍か）・年齢にくわえ、2021年時点でいわゆる「学歴・学習歴」の記載も求められていた。「何年何月ヨリ何年何月迄府県何某ニ就キ又ハ公私立何学校何塾ニ於テ何業修業」といった細かな雛型も示されている。しかし、筆者が閲覧できた文書では、学歴・学習歴の記載があるものはごくわずかだった。この点については、氏名等を手がかりに引き続き調査を進めたい。

記試験の合格者の氏名が学務課講堂に掲示される。18日、議事堂第1室で口述試験が行われ、19日、及第証書が授与された。

第2・3回試験はある程度同様の手順で行われたが、第2回からは上記eの官庁在職者の出願禁止規定がなくなる。第3回試験では「試験出願人心得」が告示されず、現任の判事補・検事補等が出願人のうちのかかなりの割合を占め、かれらについては東京外の控訴院で口述試験のみが課されたという。

1887（明治20）年1月から、第2回試験の枠内で、ただし現任の司法省部内者を対象として、臨時的に判事登用試験が実施された。現任者が対象のため、筆記試験の会場には、東京では司法省本省が、それ以外の地域では各地の控訴院または始審裁判所があてられた。口述試験は、東京在勤の参事官・書記官・判事・検事を各地の裁判所に派遣して実施された。

また、同年6月から、司法省法学校の速成生徒を対象として、臨時判事登用試験が実施された。

1888年1月からの試験は第2回試験の枠内とはいえ、試験実施も結果公表も別に行われたことをふまえ、本稿でも先行研究同様、5回試験が行われたと理解することにする。

b) 代言人

次に代言人をみよう。判事登用規則の下、代言人として初めて判事に任用されたのは普賢寺轍吉である。かれの人事は1885年9月3日付で判事への任用が下記のとおり奏請された²³⁾。

和歌山県士族

判事 八等官相当年俸六百六拾円

普賢寺轍吉

右ハ代言人ニシテ同業ヲ勤続スルコト既ニ五年以上学識経験卓絶ナル者ニシテ

23) 「和歌山県士族普賢寺轍吉新任ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十八年・第百八十七巻・明治十八年八月～十二月・官吏進退（司法省））。

判事登用規則ニ抵触之廉茂無之ニ付頭書之通被仰付度別紙履歷書相添此段及奏請候也

明治十八年九月三日 司法卿 伯爵 山田顕義

太政大臣 公爵 三条実美殿

かれは9月18日付で、奏請通り判事に任じられ8等官相当²⁴⁾ (奏任官)・年俸660円の待遇を受け、千葉始審裁判所詰を命じられた²⁵⁾。引用文からうかがわれるように、かれは「法学士」ではない免許代言人である。筆者は国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧しただけであるが、カラー画像なのでモノクロより情報量が多い。おそらく版心に太政官と書かれ罫線がえんじの紙に2条2項が朱書きされている。

ここでは次の3点を確認しておきたい。第1に、この履歷書は1885年2月に書かれたと思われる(履歷書2丁裏の最後の行に「明治十八年二月 普賢寺轍吉」と書かれ押印されている)。これは規則制定のわずか1～2ヶ月後のことである。第1回試験の日程などが告示されたのは1月20日であり、出願締め切りは5月15日とされていた。

筆者の現段階での調査の範囲では、こういった経緯でかれが履歷書を準備したかを示す手がかりは皆無に等しい。判事登用規則の制定、試験実施の告示を受けて、普賢寺のほうからすぐに出願を準備したのかもしれない。すでに知られているように、司法省のほうから採用に動くこともあったから、普賢寺のケースもそうだったのかもしれない。いずれにせよ、履歷書の準備がやや速すぎるように思われなくもないということである。

他方、第2に、履歷書の準備が速すぎるように思われるわりにはこの人事が奏請されるまで半年以上かかっているのはやや遅すぎるようにも思われ

24) これは官吏の等級を表すもので、頂点の1等官は太政大臣・左大臣・右大臣などである。

なぜ「8等官」ではなく「8等官相当」なのか、などについては、あとでふれる。

25) 1985年9月19日『官報』p.250、252。

る。以上の点から示唆されるのは、司法省はこの時点では、慎重に周到な準備を重ねて司法官任用に当たっていたと思われるということである。

第3に、奏請の文書の書きぶりにやや不自然なところがあるように思われる。2条2項という特例による任用だったことがかかっているとも思われるが、規則に従って任用するのだから、わざわざ「ルール違反ではない」（「判事登用規則ニ抵触之廉茂無之ニ付」）と書く必要はなかったのではないか。この点は、検事の場合と比較すると明らかになると思われる。次の中島孝叔にかかる奏請文は普賢寺とほぼ同時期のものである²⁶⁾。

検事 八等官相当年俸六百六拾円 検事補 中島孝叔

右之者平素勉強候而已ナラス伎倆超群格別御用弁之者ニ付頭書之通被仰付度別紙履歴書相添此段及奏請候也

明治十八年九月五日 司法卿 伯爵 山田顕義

太政大臣 公爵 三条実美殿

こちらは簡明直截な表現といいように思われる。要するに、普賢寺についての奏請文はやや「過剰」なところがあるのである。ここで指摘したいのは、司法省が規則の運用について一面では慎重な態度で臨んでいたと思われる一方で、もう一面では新たな仕組みにとまどいとためらいを感じていたのではないかということである。

c) 法学士

最後に「法学士」をみていく。1条という原則のなかでも「正則」とされた法学士が、2条1項の「登用ノ正則」踏んで判事に任用される手続きが始められたのは、判事登用規則が制定から1年が経つ頃になってだった。下記

26) 「検事補中島孝叔昇任ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十八年・第百八十七卷・明治十八年八月～十二月・官吏進退（司法省））。

の文言で、1885（明治18）年11月30日付で13名の法律学士・法学士に準奏任御用掛を命じることが上申された²⁷⁾。

準奏任御用掛月俸五拾五円	検事補	古賀廉造
同 上	同	平島及平
同 月俸六拾円	司法省御用掛准判 兼文部省御用掛	河村讓三郎
同 月俸五拾五円	司法省御用掛	桜井一久
同 上	同	鶴丈一郎
同 上	同	富谷銈太郎
同 上	同	杉山三保松
同 上	同	鶴見守義
同 上	同	田部芳
同 上	同	前田孝階
同 上	同	香阪駒太郎
同 上	同	石渡敏一
準奏任御用掛月俸五拾五円	司法省御用掛	北代勝

右列記之者ハ孰レモ法学士ニシテ充分ノ伎倆有之者ニ付頭書之通被仰付度履歴書相添此段及上申候也

明治十八年十一月三十日 司法卿 伯爵 山田顕義

太政大臣 公爵 三条実美殿

上申文のあとに13名の履歴書が続いたあと（ここまでは、おそらく版心に司法省と書かれ罫線がえんじの紙が使われている）、紙が変わる。おそらく版心に太政官と書かれ罫線は同じくえんじの紙に、改めて13名の経歴が履歴書をなぞるようにそれぞれまとめて書かれ次の文言で結ばれている。

27) 「検事補古賀廉造外十二名御用掛被命ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十八年・第百八十七巻・明治十八年八月～十二月・官吏進退（司法省））。

孰レモ充分ノ伎倆有之趣ニ付司法卿上申ノ通御認可相成可然ト存候

明治十八年十二月一日

詮考委員

内閣大書記官 金井之恭

全 谷森真男

全 井上廉

太政官大書記官 股野琢

文書を見た限りでは基本的には書類審査以上のことが行われた痕は確認されない。

かれらは12月16日付で、上申通り奏任官に準じる御用掛を命じられ月俸60円または50円（60円は河村のみ）の待遇を受けた。鶴見・前田・桜井・北代が各地の始審裁判所詰のほかは司法省本省詰である²⁸⁾。

規則の運用の実態を確認するため、始審裁判所詰の4名についてだけすぐその後の処遇を追ってみたい。まず前田は翌1886年2月に留学のため御用掛を免じられる。ほかの3名についてはまず同月9日付で御用掛に代わって判事試補を命じられた²⁹⁾。続いて以下のように同年6月24日付で他の4名ともに判事への任用が上奏された³⁰⁾。

判事御採用之儀ニ付上奏

始審裁判所判事 奏任官五等

判事試補 桜井一久

同 同

同 鶴見守義

28) 1885年12月17日『官報』pp.229-230。香阪(坂)・石渡・北代が東京大学法学部卒の法学士、ほかは司法省法学校正則科2期生の法律学士である。

29) 1886年2月10日『官報』p.120。なお待遇は基本的に同じであり、本文ですぐあとでふれる判事登用規則の改正（「御用掛」→「判事試補」）を受けたものと思われる。

30) 「判事補桜井一久外十名昇任ノ件」国立公文書館蔵『官吏進退』（明治十九年官吏進退十五・司法省二）。

同	同	同	北代勝
同	同	同	馬場愿治
同	同	判事補	河野彦治
同	同	同	末弘巖石
同	同	同	百地宅憲

右之各員ハ法学士或ハ法律学士ニシテ愿治ハ始審裁判所ニテ御用掛奉職以来満一年事務ヲ見習守義一久勝ハ司法省御用掛奉職以来満弐年勤続ノ者ニテ彦治巖石宅憲ハ現任判事補ニ有之判事登用規則ニ同則第二条第一項同第九条第三項第四項ニ適合スル者ニ付夫々頭書之通任叙相成度別紙履歴書相添此段上奏候也

明治十九年六月二十四日

司法大臣 伯爵 山田顕義

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文殿

この丁には付箋が貼られており、そこには規則2条と9条の柱書と1～3号が書かれている。桜井・鶴見・北代の3名に絞ると、かれらは6月30日付で、上奏通り始審裁判所判事に任じられて奏任官5等に叙され、7月3日付で上級俸を受けた(年俸800円)³¹⁾。上の引用文には「守義一久勝ハ司法省御用掛奉職以来満弐年勤続ノ者」とある。さきに引用した明治18年11月30日付の奏請書に付されたかれらの履歴書によると、3名が司法省の御用掛を約2年勤めたことは確かである。しかし、2条1項の要件は満たしていない。どういうことか。

桜井・鶴見は1884年7月12日付で、北代は同年8月19日付でそれぞれ司法省御用掛を命じられ、司法省本省で勤務していた。そして3名が85年12月16日付で奏任待遇の判事試補として始審裁判所詰を命じられたことはすぐ上で述べたとおりだから、始審裁判所での見習い期間は6ヶ月強でしかない。ただ、おそらく6月24日の上奏書にはかれらに2条1項を適用する

31) 1886年7月13日『官報』pp.136-137、同年7月19日『官報』p.203。

とは書かれていない。上奏書が言及しているのは、2条1項と9条3・4項である（以下では3・4号と読み替えておく）。9条は1条という原則の例外を規定したものである。ではその9条とはなにか。

2 9条という例外

(1) 「経験」の処遇

a) 「学識」の補強

9条は少なくとも2つの要素の混合物としてとらえられるように思われる。一方では「学識」に対する高い意味付与を改めて確認する要素があり、他方では先行する「経験」に対する意味付与を導き入れる要素がある。9条の規定は次のとおりである³²⁾。

- 9条 左ニ掲クル者ハ試験及ヒ判事試補〔御用掛〕ノ例ヲ用ヒス補欠ノ為メ直ニ判事ニ任スルコトアルヘシ
- 一 判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者
 - 一 曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者
 - 一 法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者
 - 一 法学士ニシテ検事并ニ判事補検事補ノ職ヲ奉スル者

「説明」は9条の趣旨について次のように述べていた。

第九条ハ正則ニ例外ヲ設ケ変通ノ方法ヲ示シ任用ノ機関ヲ円滑ナラシムルモノトス

32) 9条は、1885年11月26日と翌86年1月26日に2度改正された。1回目の改正で4号が追加され、2回目の改正で「御用掛」が「判事試補」になった。煩瑣を避けるため、「御用掛」を挿入したほかは最終的なかたちを示した。

1条で示された「正則」に例外を認め「変通ノ方法」による判事任用の途を開いておくという³³⁾。具体的には試験も見習い期間もスキップして判事に任用できるようにするということである。なぜか。

「説明」はその趣旨を各号ごとに述べている。些末な点にわたるが、各号を検討することを通じて、規則が全体として「多孔的な」仕掛けになっていたことが明らかになると思われる。まずはもっとも「正則の方法」に近いと思われる3号の前半からはじめたい。

「法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ」た者。「説明」は「政府ノ都合ニ因リ」転官した場合を例にとっているが、いったん判事になった者に改めて同じプロセスを課す必要はないというのは分かりやすい。この部分は2号とあわせて確認しておきたい。

「曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者」。この2号に該当する者について「説明」は「試験及ヒ御用掛ノ例ヲ用ヒス」判事に再任できるのは道理に適うと述べている。この趣旨説明と3号の前半をあわせて考えると、以下の2点を指摘できるだろう。第1に、基本的には、2号は従来の方法で任用された判事を、3号の前半は新しい方法で任用された判事をそれぞれ念頭に置いている。第2に、従来判事の再任には「5年以上の判事経験」が要件とされていることは次の2つ面をもつ。まずそれだけの「経験」があれば新たな方法で任用される判事と同等の「学識経験」を認定されうるのだが、その反面、逆にいうとそれがなければ改めて1・2条にしたがって任用されるべきことになる。

ここまでの記述からすでに、9条はさきにふれた「学識」と「経験」にかかわる2つの要素の混合物であることがうかがわれるが、もう少し9条各号

33)「任用ノ機関」がなにを指しているかはここだけからは必ずしも明らかではない。ただ、さきに1(3)で述べた規則の運用のあり方から考えるなら、各地の裁判所などの具体的な機関・組織を指している（そしてそこにたとえば欠員補充等の裁量を認める）というよりは、司法省を主体とする運用の仕組み全体を表現したもののように思われる。

の検討を続けておきたい。

4号も分かりやすいといえる。ただ、規則（と「説明」）全体のなかでは必ずしも整合的でないものを含んでいることは否めない。どういうことか。「法学士」に対してもっとも高い「学識」をもつものとして意味付与することは、規則と「説明」の一貫した立場だった。「学識」とともに求められた「経験」は検事・判事補・検事補として積んでいる。ただ、2条では「法学士」であれ「法学士である代言人」であれ少なくとも「1年以上」始審裁判所で事務見習いを通じた経験が求められていた。しかし、4号には期間についての言及がない。もっとも4号はさきにふれたとおり追加されたものである。その経緯はすぐあとでふれるが、その趣旨は次の3号の後半とのバランスをとるためだった。「法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者」。そもそもここに期間についての言及がなかったのである。もっともこのことは、9条はあくまで例外と位置付けられていることから理解されると思われる。「説明」では、9条の趣旨を述べた終えたあと、「以上皆判事定員ニ缺アル時ニ非サレハ任用スルコトヲ得ス」と結ばれている。

以上で「法学士」の「学識」について述べたことから指摘しておきたいのは次のことである。すなわち、規則制定は「法学士」の「学識」は特別な場合にはそれだけで判事任用されうるだけのものであるという意味付与の試みであり、そのようなものとして「法学士」の「学識」を社会的に構成しようとする営みの端緒のひとつとして解釈できるのではないかということである。のちに展開される「帝大特権」をめぐる葛藤はこの解釈が必ずしも妥当性を欠くとまではいえないことを裏付けてくれるように思われる。

この点にかかわって、ここで4号追加についてふれておきたい。4号が追加されたのは3号とのバランスをとるためだったことはすぐ上で述べたとおりである。3号の「他ノ官庁」に裁判所は含まれないという解釈を前提にすると次のようになるという³⁴⁾。

34) 「判事登用規則第九条ニ追加ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十八年・第

今法学士ニシテ検事并ニ判事補若クハ検事補トナリ裁判所ニ奉仕シ現ニ執法官
タリ検察官タル者判事ニ登用セラル、ヲ得シテ却テ其執法官検察官タラサル
者ニシテ裁判所外ノ官庁ニ奉職スル法学士ハ奏判ヲ別タス直チニ判事ノ本官ニ
登用セラル、ヲ得ル筋ニ相該甚タ権衡当ヲ得ス其順序ヲ失フモノニ似タリ

法学士で検事・判事補・検事補を勤めている者は直接判事に任用されない
のに、他の官庁に勤めている者なら直接判事に任用されるというのでは「甚
タ権衡当ヲ得ス其順序ヲ失フモノニ似タリ」。非常にアンバランスで秩序が
ない。注目したいのは、全体的にだれかを攻撃するような強いトーンで規則
の不当さが訴えられている点である。多分にレトリカルな表現とはいえ、こ
れはおかしくないだろうか。もともと規則を制定したのは司法省なのだから。
だれに向かって、あるいは、なにに向かって訴えているのだろうか。司法省
の矛盾を指摘したいのではない。そうではなくて、ここで確認しておきたい
のは、規則の各条項の制定は、状況に応じて講じられた社会的行為だったの
ではないかということである。だれに、あるいは、なにに向かってか。それは
試験による選抜へといそぐ「社会的潮流」だったのではないだろうか。司法
省が試験による選抜に決定的に反対していたとは思えない。ただ、いそぎす
ぎには少し慎重にならざるをえなかったのではないか。

1号について検討するまえに、持ち越しておいた問題に答えを試みておく。
率直に言えば、十分に答えられないことをあらかじめ断っておきたい。端的
には桜井・鶴見・北代の3名の人事がどの規定によったのか、が残された問
題だった³⁵⁾。詳細は省略するが、消去法で考えると9条3号になると思われる。

百二十四卷・明治十八年十一月・司法省)。

35) 注28を補うにとどめるが、馬場だけが東京大学法学部卒の法学士で、ほかは司法省法
学校正則科2期生の法律学士である。なお、厳密に言えば、馬場が司法省御用掛を命じ
られたのは1885年7月23日付だから、かれについても上奏書の「満一年」という記述
には疑問が残る（このあたりから筆者の理解〈と司法省の処遇〉がややあやしくなる）。

しかし、これが桜井・鶴見・北代の3名に適用されたと考えるのはかなり難しいのではないか。この司法省の処置は、判事登用規則が次第にゆるやかに運用されていくことわざしであるように思われる。ただし、ここで検討した範囲では、高い「学識」をもつ「法学士」からの登用を「正則」とする規則の精神にはかなった方向で。

こまでは、9条に含まれる2つの要素のうち、新しい法についての「学識」に対して高い意味付与を試みようとする企てについて検討してきた。2号には「経験」に対して一定の処遇を行う余地を導入する要素が含まれていることを確認したが、期間（具体的には5年）という単純な要件を設けることによってではあれ、規則が「経験」に対しては慎重な、さらにいえば、アンビバレントな態度をとっていることを示唆しておいた。以下では、「経験」の処遇についての検討に移ることにする。

b) 先行する「経験」の処遇

9条1号は、全4号のなかでもっとも重要なものといえる側面がある。というのは、あとでふれるように、1号によって少なくない判事補が判事に任用されていくからである。「説明」は1号の趣旨説明としてまず次のように述べている。

判事補ノ職ヲ奉シ多年恪勤シタル者自今判事ニ昇進スルコト能ハストセハ各其志ヲ失ヒ事務ニ不都合ヲ呈スル

以後は規則1条によるのでなければ判事になる途をふさいだら、裁判事務が滞ることが懸念される、というのである。ここからは、判事補が裁判所のスムーズな運営上無視できない存在として認識されていたことがうかがわれる。

「説明」は判事補について「学識」・「経験」というカテゴリーを使いなが

ら次のようにも述べている。

假令法学ヲ卒業セス学位ヲ有セサルモ實際ニ於テ経験ニ富ミ法理ヲ解得シ其学
識判事タルノ資格ニ恥チサルモノナキニシモアラサルヘシ然ルニ之ヲ捨テ採ラ
ストセハ事理ニ於テ不可ナルヘシ

まずかれらについて、系統的に法学を学習したわけでもなく、学位をえたわけでもなくとも、これまで裁判事務にたずさわってきた「経験」は豊富なことが述べられている。これに続けてかれらの「学識」について述べた部分がやや苦しいことは否めない。判事補のなかには、法理を理解してみずからのもんとして体得し、「学識」についても判事の名に見合わないとはまではいえない者がいないわけではないだろう、という。原文の三重否定からは起草者のためらいがうかがわれる。

いずれにせよ、以上のような状況の定義にもとづいて処方されたのが1号である。「説明」で1号該当者に対する処遇を述べた部分は以下の通りである。

奉職五年以上ニ至リタル時ハ試験及第者ニ准シ且在職者ナルヲ以テ已ニ見習ヲ
経タル者ト看做シ御用掛ノ例ヲ用ヒス直ニ判事ニ登用スルヲ可トス

注目したいのは、判事補が「試験及第者ニ准シ」たものとして位置付けられている点である。判事補と「試験及第者」を対比するこの部分で「学識」に言及されていないのは確かである。

ただ、本稿でのここまでの記述を前提にすれば、「説明」が1・2・9条について述べ、「法学士」・「代言人」・「試験及第者」に対して差異的に意味付与を試みるに当たっては、「学識」と「経験」がいわば車の両輪とされてきたとはいえるように思われる。そうだとすると、ここでは判事補は、「学識」を基準にして「試験及第者」に準じる程度、「法学士」・「法学士である代言人」

には及ばない、という意味を付与されたと仮定することも許されるだろう。

ただ、結果的に、9条1号はその意味をいくつかのレベルで考察する必要がある規定になったように思われる。経験が先行する司法官は必ずしも法的な「学識」に富むとはいいがたい人びとを含んでいることは、司法関係者には明らかだったと思われる。しかし、このレベルに限ってみても、新任司法官に（このレベルでは規則の文言に忠実に判事に限るべきかもしれない）、いったんは「法理ヲ解得シ其学識判事タルノ資格ニ恥チサル」というラベリングが行われたことは社会的事実である。

ただ、意味は先験的に一義に定まるものでないとするれば、その意味は文脈と出来事の流れのなかで解読され再解釈されていく。そして、少なくともこの時点では、このラベルを貼るという行為は、ラベルを貼る側とラベルを貼られる側の社会関係がある程度前提にしつつ、かつ、そうした社会関係を遂行的に構成する試みとしてとらえられるべき程度の可変的なものではなかったかと思われる。

いまふれたような社会関係を視野に入れて、第三者に対するレベルで伝わった意味について考えてみるなら、「説明」をいったんはなれて1号の文言を改めて読み直す必要があるように思われる。「判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者」が判事に任じられていったとき、起草者の意図を離れて、ここでラベルを貼られた者は「学識経験判事ノ資格ニ適スル者」であるという意味が社会的に伝えられることになったのではないか³⁶⁾。「説明」では「其学識判事タルノ資格ニ恥チサルモノナキニシモアラサルヘシ」と表現せざるをえなかった人びとについても。

36) そうでなければ、楠（1989、pp.45-85）で丹念にたどられているような、千谷判事の転補をめぐる「衆議院」で「質問書が有志議員より提出され」たり、「新聞各紙」で「連日のように報道」されたりといった現象は起きなかったかもしれない。もっとも千谷判事は本稿ではごく簡単に比較対象群としてしか扱えない「リストD」に含まれるケースではある。

(2) 9条の運用

では9条はどのように運用されていったのか。以下では基本的に(1)で述べてきた順に例示していく。4号についてはさきに河野・末弘・百地の例を挙げたからくりかえすことはしない。

a) 3号：「法学士代言人及ヒ試験及第者ニシテ判事ノ職ヲ奉シ転官シ若クハ法学士ニシテ他ノ官庁ニ奉職ノ者」

3号に当てはまるのはまれなケースである。とくに前半部分は、規則制定後に判事となった者を想定しているように思われることもあり、これに当てはまる例は見いだせていない。そこで、後半部分の例として西川鉄次郎を挙げるにとどめる。かれは東京大学法学部卒(1878年卒)の法学士で、外務省、内務省を経て文部省に移っていたが、下記のとおり同年4月15日付で判事への任用が上奏された³⁷⁾。

判事御採用之儀ニ付上奏

判事 七等官相当年俸千貳百円 文部書記官 西川鉄次郎

右頭書之通被仰付度尤本人儀ハ法学士ニ付判事登用規則ニ抵触之廉無之且文部大臣江ハ協議済ニ有之候此段上奏候也

明治十九年四月十五日 司法大臣 伯爵 山田顕義

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文殿

かれは同月16日付で、判事に任じられ7等官相当年俸1,200円の待遇を受けた³⁸⁾。「判事登用規則ニ抵触之廉無之」の文言はすでに慣行になっていたと思われる。本稿の問題関心からは、かれが英吉利法律学校の創立者の1人で

37) 「文部書記官西川鉄次郎判事ニ転任ノ件」国立公文書館蔵『官吏進退』(明治十九年官吏進退十四・司法省一)。

38) 1886年4月17日『官報』p.171。

あることを指摘しておくべきだろう。

b) 2号：「曾テ判事ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ転官シタル者」

次に2号をみていく。数少ない例だが児玉淳一郎を判事に任用することが、1886年1月19日付で、下記の文言によって上奏された³⁹⁾。

	司法少書記官
任判事	児玉淳一郎
但六等官相当年俸千八百円	

	司法少書記官
任検事	植村長
但七等官相当年俸千貳百円	

右今般官制整理之都合有之夫々頭書之通被任度尤児玉淳一郎儀ハ曾テ判事五ヶ
年以上奉職セシ者ニ付判事登用規則ニ抵触候儀ニハ無之候此段上奏仕候也

明治十九年一月十九日

司法大臣 伯爵 山田顕義

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文殿

詳細は省略するが、規則に抵触しないという「過剰」な書き方が踏襲されていることだけ指摘しておく。

c) 1号：「判事補ノ職ヲ奉シ五年以上恪勤シ学識経験判事ノ資格ニ適スル者」

判事登用規則の運用は例外から始まった。判事への手続きが始められたのは規則制定から半年以上が経ったのちのことである。下記のように、1885

39) 「司法少書記官児玉淳一郎外一名転任ノ件」国立公文書館蔵『官吏進退』（明治十九年官吏進退十四・司法省一）。

年8月3日付で13名の判事補を判事に登用することが奏請された⁴⁰⁾。

判事	八等官相当年俸六百六拾円	判事補	五十嵐佐備
同上	同	判事補	湯浅義男
同上	同	判事補	桑田親五
同上	同	判事補	永島巖
同上	同	判事補	黒柳塊蔵
同上	同	判事補	山田熊雄
同上	同	判事補	葛葉正道
同上	同	判事補	高田謹平
同上	同	判事補	黒川勉
同上	同	判事補	鈴木捨三
同上	同	判事補	高洲速太
同上	同	判事補	佐倉広則
判事	八等官相当年俸六百六拾円	判事補	高階貞蔵

前列記之者ハ平素格別勉励而已ナラス伎倆超群且五年以上現職ヲ奉シ判事登用規則ニ抵触之廉モ無之ニ付夫々頭書之通被仰付度別紙履歴書相添此段及奏請候也

明治十八年八月三日 司法卿 伯爵 山田顕義

太政大臣 公爵 三条実美殿

上奏文のあとに13名分の履歴書が続いたあと、改めて13名の経歴が逐一3丁半にわたってまとめて書かれている（筆者が閲覧した限りでは筆跡が異なるように見受けられる。なお、紙の使い分けは1条の「法学士」についての文書と同様）。もっぱら書面によってのものかもしれないけれども、「詮考」

40) 「判事補五十嵐佐備外十二名昇任ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十八年・第八百八十七巻・明治十八年八月～十二月・官吏進退（司法省））。

が行われた痕は確認できる。そして最後に次の文言で結ばれている。

右ハ何レモ平素格別勉勵且五ヶ年以上現職ヲ奉シ候者共ニテ判事登用規則ニ抵触ノ廉無之ニ付司法卿上申ノ通判事ニ任セラレ可然ト存候

明治十八年八月廿日

詮考委員

内閣大書記官 金井之恭

全 谷森真男

全 井上廉

太政官大書記官 股野琢

股野以外の詮考委員名の下に各自のものと思われる印影がある。その次の紙には、参照規則9条の柱書と1号が朱書されている。さきにふれたとおり、これが判事登用規則に従った判事任用の最初のケースであり、政府内部で慎重に手続きが進められたことがうかがわれる。

この五十嵐ら13名の人事については、ここでもう少し立ち入った検討をくわえておく。表2はこの13名についての情報をまとめたものだが、この表はⅡでのデータ分析から明らかにしたいと考えている点がシンプルなかたちで凝縮された表のひとつだからである。

ここで、Ⅱで行う量的な分析に架橋すべく、宮中席次という視点を取り入れることにする。正確にいえば、宮中席次そのものではなく、宮中席次を定めるいくつかの原則を分析のための道具として利用するということである。宮中席次とは文字通り宮中儀式における座席の順序である。園田（1984、p.272）によれば、明治日本の宮中席次は、「初期的プロフェッショナル層に転化した郡県の武士の業績原理を主体とした『権威』の新秩序」が反映されたものとされる。ここには、慎重な考察が必要なさまざまな点が含まれていることは明らかだと思われる。ただ、本稿でのデータ分析に必要な範囲で、

表2 9条任用のケース

	生年	任判事補・増俸（・昇級）年月日				月35	月40	月45	[再任]
		月20	月25	月30	月30				
五十嵐佐備	1852			1877.7.2	1879.7.3	1881.12.22	1884.3.3		
湯浅義男	1847		1877.7.9	1878.12.3	1881.2.9	1882.3.27	1884.4.10	1884.12.18	
桑田親五	1850		1878.12.3	1881.2.9	1882.7.19	1883.3.16	1885.4.14		
永島巖	1856			1880.2.6	1882.2.16	1882.12.22	1885.7.1		
黒柳塊蔵	1844	1877.7.6	1878.12.20	1880.4.19	1881.6.13	1881.12.19			
山田熊雄	1847			1877.8.7	1879.7.3	1882.4.6			
葛葉正道	1849		1877.7.13	1877.11.1	1881.3.24	1882.12.25			
高田謹平	1846	1878.6.7	1879.11.24	1880.12.7	1882.4.11	1884.4.14			
黒川勉	1850		1877.7.3	1880.3.5	1882.2.8	1884.4.19			
鈴木捨三	1854			1880.2.6	1882.8.28	1884.5.8			
高洲速太	1857		1880.2.26	<u>1880.12.22</u>	<u>1882.7.6</u>	<u>1884.9.12</u>			
佐倉広明	1857		1880.2.26	<u>1881.7.27</u>	<u>1882.7.6</u>	<u>1884.9.12</u>			
高階貞蔵	1849	1877.7.3	1878.12.5	1880.7.8	1882.5.5	1884.12.23			

*1 判事補の○等官相当は、1883年12月27日以降のもの。

*2 月○は月俸（単位：円）。

官中席次を決める基準のいくつかを簡潔に並べるだけにとどめることにする。

本稿で対象にしている司法官吏のあいだに序列を付けるルールは、i) 官等の上下と、ii) 当該官職に任補（任官・補職）された日付の先後である。

官等は、すでに何度か現れているが、ここで予備的に簡単に整理しておく。官等は官吏の等級であり、基本的には俸給とリンクしていた。たとえば、規則制定の1884年を例にとると、司法卿は山田顕義であったが、司法卿は1等官（勅任官）で年俸は3,000円というように。勅任官は1～3等官までだが、本稿ではほとんど問題にならない。その下の4～7等官が奏任官（①官庁の長〈卿〉から申請され、②それを受けた太政官から天皇へ奏聞され、③任じられた）、8～17等が判任官（官庁の長が任補）とされた。最下級の17等の判任官の月俸は12円。12ヶ月分の年給換算で144円になる。さらに下には、厳密には官吏ではない等外の1～4等の等級があった。その最下級の等外4等出仕は月俸6円で、年給換算72円。

では、司法官吏のあいだに序列を付けるルールとは具体的にはどのようなものだったのだろうか。簡潔にはさきにふれたとおりだが、分析の道具とし

で使えるかたちで取り出したい。1927（昭和2）年にまとめられた「宮中席次ニ関スル沿革ノ概要」⁴¹⁾は、当時の宮中席次の起源を1884年12月9日の宮内省乙第13号達⁴²⁾に求めている。本稿にかかわる限りで、同達で提示された「文武奏任官以上宮中儀式ノ席次」に具現化された原則を示すと次のとおりである。

1条 文武諸官ノ席次ハ各衙門ノ順次ニ捫ラス本官ト出仕トヲ問ハス単ニ等級ヲ以テ其次第ヲ定ム

2条 同等中ノ席次ハ官名ノ順次ト位階ノ高下トニ拘ハラズ任補ノ日ヲ以テ其次第ヲ定ム若其任補ノ日同シキトキハ前官ノ席次ニ捫ル

ここから取り出したいルールは次の3つである。①席次は等級の上下で決まる（1条）。②等級が同じなら任補の先後で決まる（2条前段）。③等級も任補の先後も同じなら前官の席次で決まる（2条後段）。③は①に立ち戻ることを意味する。園田（1984、pp.268-269）によれば、ここで提示された「文武奏任官以上宮中儀式ノ席次」はその後統合・整理されていく出発点のひとつであるが、その中心的原理がさきにふれた官等であるという⁴³⁾。

道具が準備できたところで、表2について検討していく。結論からいえば、一見なんの規則性もなく並べられた13名は、すぐ上で取り出したルールに従って並んでいるのである。判事補の月俸は5円きざみで20～45円。五十

41) 「宮中席次に関する沿革の概要」国立公文書館蔵『宮中席次令制定の沿革』（内閣総理大臣官房総務課資料）。

42) 1884年12月9日『官報』pp.1-2。

43) 本稿で扱う時期から外れたさきのことであるが、1891（明治24）年12月に「宮中席次」が改正される。そこでは、「宮中儀式上ノ席次ハ別表ニ依リ其次第ヲ定ム」とされたが、この別表と『歴年官等表』の同年分を対照してみると、官等が宮中席次で中心的原理であることがよくうかがわれる（宮内省甲第4号達〈1891年12月22日『官報』pp.273-276〉）。

嵐から永島までの4名は月俸45円なのに対し、黒柳から高階までの9名は月俸40円である。つまり、永島と黒柳のあいだに線がひかれることになる。これがルール①に従ったものであることはすぐあとでふれる。では、最初の4名とあとの9名はそれぞれのグループ内ではどうか。表には判事補に任じられてから順々に増給されて、この判事への任用が奏請された時点での月俸を受けるまでの年月日をまとめておいた。2つのグループ内では増給された年月日順にならんでいることが確認できる（ルール②）。五十嵐が月45円に増給された1884年3月3日から、永島の月俸が同額に達した1885年7月1日まで。黒柳が月40円に増給された1881年12月19日から、高階が同額に達した1884年12月23日まで順序よく並んでいる。下線を引いておいたが、月俸40円のグループのなかでは高洲と佐倉が月俸40円に達したのは同日だった。かりにルール③が使えると考えるとして、月俸35円に達したのも同日である。その前の月俸30円に達した日付で先後の差がつく。二重下線を引いておいたが、高洲が1880年12月22日に月俸30円に達したのに約半年遅れて翌81年7月27日に佐倉が同額に達したのである。

補足しておきたいのは、月俸と官等の関係である。よく知られているように、判事・判事補・検事・検事補については、月俸と官等がリンクしているとはいえない時期があった。上では永島までと黒柳のあいだの差は月俸40円と月俸45円の差と述べたが、ここでは、それはむしろ官等の差に似たものと理解すべきこと、そして、それが官等の差に似たものであることがかれらにとってどのような意味をもっていたのかを検討しておく。

まずは事実レベルの確認をしておく。1883年12月27日付で、判事・判事補・検事・検事補の俸給が改正された（太政官第65号達）⁴⁴⁾。本稿にとって重要なのは、かれらについても、他の多くの官吏と同様に、官等によく似た等級と基本的にリンクするようなかたちで俸給が定められたことである。ただ、判事・判事補・検事・検事補は「何等官相当」という表現で一定程度

44) 1883年12月27日『官報』p.1。

の官等との関係づけがなされることになった。表2でいえば、月俸45円の判事補は「9等官相当」、月俸40円なら「10等官相当」、……というように。月俸20円（判事補のもっとも低い月俸）の判事補が14等官相当である⁴⁵⁾。

この改正によって、少なくとも1883年12月27日以降は月俸40円と月俸50円の差は官等の差に似た等級の差として理解されるようになった。そうだとすると、さきに述べておいたとおり、表2の永島と黒柳のあいだに線が引かれるのは、ルール①にしたがった結果とってかまわないように思われる⁴⁶⁾。

それがどうだというのか。この問いに答えるのは、新任司法官がどのように処遇されたかなどの検討ともあわせてⅡでの課題としたい。ただ、五十嵐らのケースでは13名分でしかないけれども、先回りすることになるが、200名近くの氏名が並ぶ人事に際して①～③のルールの発想が働いていたとすれば、——任補の日付の先後通りに並ばない部分が散見されるとはいえ——、官吏のあいだの序列付けにあたってこのルールが浸透していたことは、遂行的に社会的な秩序が構成・再構成されていくプロセスのなかで一定の意義をもったと考えられるように思われる。園田（1984、p.268）自体で指摘されているように「圧倒的大多数の日本人は、直接的には官中席次などには無縁であった」。官中席次は基本的には高等官にかかわるものであって、判事補・検事補・裁判所書記といった判任官にとっても縁遠いものだったはずである。

45) 検事補についても同様である。また、さきに判事・検事などへの任用の具体例を挙げた際に何度か現れた「8等官相当」が奏任官である判事・検事のもっとも低い等級である。奏任の判事・検事は4等官相当まで、勅任は3～1等官相当まで。

46) 厳密に言えば、高洲と佐倉が月俸30円だった時期には公式には「〇等官相当」という序列付けはなかったから、ルール②にそのまま従ったものとはいいがたいのは確かである。ただ、五十嵐らの奏請文は1886年（つまり「〇等官相当」という序列付けが行われた時期）に作成されたのだから、さかのぼって本文で述べた3つのルールに従って書かれたと考えるのも、それをルールの自生裡な伸張・延展ととらえるのも、それほど無理があることではないように思われる。

だとしても、高等官とはおそらく高い壁によって区切られていたかれらにとっても宮中席次、あるいはその発想——単に社会的な席次と表現してもよい——を意識のそとに置いておくことは難しかったのではないか。

では、司法官吏にとって官等、それと密接な関わりをもつ宮中席次（あるいは単に席次）はどのように認識され、受けとめられていたのか。さきにふれた1883年12月の判事・判事補・検事・検事補の俸給改正にさきだって、同年11月27日付で司法卿大木喬任から太政大臣三条実美に宛てられた「判事検事等年俸月俸表中御改正ノ儀ニ付申奏」文は、1877年6月の判事らの俸給改正にまでさかのぼって、申奏に至った経緯を次のように述べている⁴⁷⁾。

[1877年に] 其年俸月俸表中何等官相当ノ文字都テ取消相成故ニ現今ニ在テハ唯勅奏判ノ大別有之而已ニテ官等ノ区別無之ヨリ朝儀其他平常他ノ官吏ト接スル場合ニ於テ自然他ノ官吏ニ次クノ姿ト相成實際席次上大ニ不都合ノ事モ多々有之

1877年6月の俸給改正時には俸給表に「何等官相当」と記されていたが、7月にはそれが記されなくなり単に勅任・奏任・判任の区別だけになった。それをふまえて、判事・検事だけでなく判事補・検事補も含めて、かれらが宮中儀式に限らず日常の場面でも他官庁の官吏よりどうしても下位に位置付けられてしまう姿がここには描かれている。

そして申奏にかなったかたちで12月27日付で俸給が改正され「何等官相当」と改めて表記されるようになると、同日付で、司法卿山田顕義から細々とした点について伺いが立てられた。すぐに認められた点に限れば、判事・検事の大礼服に「等級標条」（等級が高いほど線の数が増える）を入れてよいか、

47) 「判事検事俸給改正ノ件」国立公文書館蔵『公文録』（明治十六年・第百六十一巻・明治十六年十二月・司法省（一））。

入れるとしてももう新年式には間に合わないから従来通りでよいか、判事・検事がほかの勅任官・奏任官と別席に着かされることはなくなったのか…

ここからは、司法卿の背後で不満をもっていたと思われる判事・検事が、席次とその基盤である等級をどれだけ重く受けとめていたかがうかがわれるように思われる。判事補・検事補などの判任官の受けとめ方は、Ⅱで改めてみることにする⁴⁸⁾。

Ⅱ 判事登用規則体制の帰結

1 新任司法官の集団的特性

(1) 世代・族籍・学習歴

Ⅰでは判事登用規則がどのように運用されていたかを概観してきた。以下では、同規則下での新任司法官の集団的特性を実証的に明らかにすることに着手する。そのことを通して、Ⅰで検討してきたようないわば規則自体の特質に、もうひとつの側面を重ねあわせることで、判事登用規則体制⁴⁹⁾を理解することを試みる。

具体的な検討にさきだって、本稿が直接扱う集団がどのようなものかについて、もう少しだけ視野をひろげた文脈のなかに位置付けておきたい。あらかじめこの集団のある意味「中間的な」位置を提示することは、以下でえら

48) 本稿で分析を行っている時期は、内閣制度の創設（1886〈明治18〉年）と各省官制の制定（1887〈明治19〉年）の時期にまたがるから、本来なら、正確な、したがって、詳細にわたる記述を要する。ただ、本稿は官吏制度の理解を主な目的にはしないから、行論に差し支えない範囲の叙述にとどめる。

49) 判事登用規則体制ということばは、岩谷（2012、p.347）の「判事登用試験体制」に触発されたものである。法的な『学識』を測定しようとし（またそれを社会的に構成しようとし）た試験の意義に着目することは重要な意義をもつと考えられる。ただ、筆者が扱おうとする対象が必ずしも試験に限られないこと、またそのことに一定の意味があると思われることから、アイデアに倣ってこの表現を用いた。

れる知見の射程と限界をよく示すことになると思われるからである。

図1は以下で検討をくわえる新任司法官のライフコースを示したものである。かれらがくわわることによって形成されるのが、判事登用規則体制の帰結として現れる司法官集団であることになる。

かれら新任司法官が次々とくわわっていくものとして、規則制定以前にすでに（奏任の）司法官になっていたグループがある。このグループには、典型的には、維新の功績によって司法官に任用された、系統的な法・法学の教育を受けていないいわゆる特進組をそのメンバーとしていることを想定している。ただ、本稿で扱う新任司法官を取り出す手続きでふれたとおり、系統的な法・法学の教育という点ではそうした特進組と同一視するのが妥当でない人びともこのグループには含まれている。

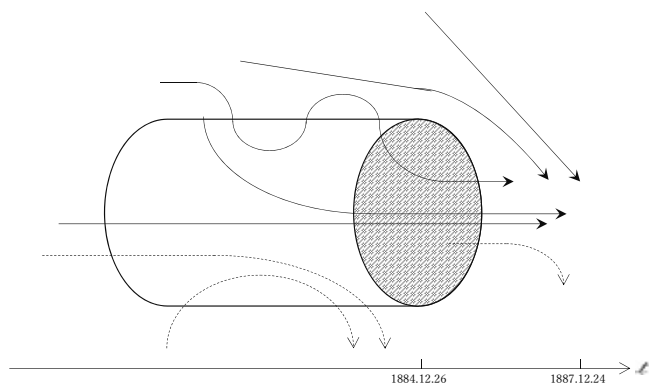


図1 判事登用規則下の新任司法官のライフコース

筒状のものは、ひろい意味での司法の世界である。すでにせまい意味での（すなわち奏任の）司法官になった人びとはこのなかにはいないことを想定している。典型的には、官等でいえば判任以下の、規則制定以前の判事補・検事補・裁判所書記・司法官吏等である。この世界を出入りした人びともいる。この世界から別の世界へ出て行った人びともいたが、かれらも本稿では扱えない。

本稿で直接的に扱うのは、規則制定後、せまい意味での司法官集団に（いったんは）入った人びとに限られるわけである。

以下で検討することを先取りするかたちになるが、判事登用規則体制の帰結として新たにくわわる司法官たちは、——おそらくは同体制より前にせまい意味での司法官になったグループもまた——、一枚岩ではない。特進組と重なり合う特質を帯びた人びともいれば、「法学士」のほか、私立法律学校などで新しい法を学習した法学徒も含まれている。以下本稿では概観にとどまるが、具体的にデータをみていくことにする。

a) 世代

ここではまず世代と族籍について検討する。あらかじめ述べておきたいのは、筆者としては、どちらも世代・族籍そのものというより、新しい法と法学の知識との対比で、旧来の知識への親和性の代替指標としてとらえたいと考えていることである。もちろん明治以前から西洋の「新しい」知識にさまざまなかたちでふれる機会があったことはよく知られているとおりである。ただ、古い世代ほど、また族籍でいえば士族ほど、儒学に代表される旧来の知識との親和性が高かったことを全面的に否定することも必ずしも妥当とは思えない。一例をあげるなら、司法省法学校の入学者選抜に漢学的な知識が使われ、入学者に士族が多かったことはよく知られているとおりである。

表3は生年で5年きざみのコーホートを作成し、任用パターンごとに各コーホートがどれくらいの割合を占めるかをみたものである⁵⁰⁾。規則で「法

50) 履歴書の記載は、ほとんどが元号による生年月までの記述にとどまる（逆に言うと、日まで記述されたものはきわめて少ない）。したがって、表のように西暦を使うことには問題がある。ただ、元号が支配的な意味をもった時代を生きた人びとは、それによってくられる時間を経験したと考えられる。そこで、「強引に」元号による1年と西暦による1年があたかも1対1対応するように扱うことにした。このようにしても、5年きざみで世代をとらえて任用パターンごとの傾向をたどることはできなくはないと思われる。

表3 生年×任用パターン

	(参考期) 判事登用 規則前 自由任用	(参考期) リス C-D	自由任用 (検事)	自由任用 (検事)	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	代理人 任用	第1回判事 学士任用	第2回判事 登用試験 及第	第3回判事 登用試験 及第	司法部内 対象判事 登用試験 及第	法学生徒 臨時判事 登用試験 及第	第3回判事登用試験及第		合計	
													司法部内	司法部外		
1826-1830	2.0				0.5											0.1
1831-1835	8.3		0.9		2.4											0.8
1836-1840	20.9		6.2		11.3											4.2
1841-1845	28.4		16.4		23.9						1.3					10.4
1846-1850	28.1	10.0	32.3	7.7	27.9	10.0					6.0	10.9	12.8	2.1	17.1	17.1
1851-1855	10.9	53.3	32.7	30.8	27.1	30.0	100.0	8.3			27.2	29.4	34.9	4.3	26.0	26.0
1856-1860	1.4	36.7	10.2	61.5	6.8	55.0		62.5	33.3	16.7	48.0	15.8	27.5	30.7	12.8	23.7
1861-1865			1.3			5.0		29.2	66.7	80.6	17.1	78.9	24.2	16.1	61.7	16.2
1866-1870										2.8	0.3	5.3	5.3	2.3	19.1	1.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(n)	(349)	(30)	(226)	(13)	(380)	(20)	(1)	(24)	(3)	(36)	(298)	(76)	(265)	(218)	(47)	(1342)

* 各セルの値は小数点以下第2位を四捨五入しているのので、列の合計が100にならない場合がある(以下同じ)。

「学士」が特別な意味を付与されていた点をふまえ、9条による任用についても検事への任用についても「法学士」とそれ以外を分けてある。単に「学士任用」と記したのは規則2条1項の「登用ノ正則」、すなわち法学士が御用掛(判事試補)を命じられるパターンである。判事登用規則制定前のいわゆる自由任用によって司法官となった人びとの分布との比較が、それ以外の任用パターンの特徴をとらえることを助けてくれる。そこでまず自由任用された司法官についてみると、「1841-1845」・「1846-1850」のコーホートがそれぞれ約3割を占め、「1836-1840」の約2割をあわせると3/4に達する。規則制定の翌年、すなわち、1885(明治18)年に30～44歳に到達する集団が大多数を占め、当然のことだが比較的高齢な者がもっと多いということである。

これと比べると9条任用は1846-1850・1851-1855のコーホートがそれぞれ約3割を占めており、新しい世代を多く含んでいる。ただ、すぐあとでふれるほかの任用パターンをみていくとわかるように、自由任用と似た分布であることも確かである。

試験及第者はどうか。司法部内対象の試験及第と、ナンバー付試験のうち第3回の「司法部内」からの試験及第は、ほかとは別に検討する必要がある。よく知られているように、司法部内者についてはできるだけ及第させる方針が採られたからである。ほかはどうか。第1回は及第者が3名であり比率を

みてもあまり意味がない（それ以外も必ずしも合計人数〈n〉は多くない）とはいえ、次の3点が確認できる。第1に、1861-1865のコーホートに集中する傾向が顕著であること、第2に、それより1つ上のほぼ1856-1860のコーホートとそれより若い世代にほぼ限られていること、第3に、わずか3年のあいだにも、あとで実施された試験ほど若い世代にシフトする傾向があること、である。

これに対し、司法部内対象の試験及第と第3回の「司法部内」からの試験及第についてみると、まず、1851-1855・1856-1860のコーホート、すなわちすぐ上でみたこれら以外の試験の場合より上の世代に、それぞれ約75%・65%が集中しており、その上のコーホートにも及第者が分布している。これは司法部内者はゆるやかな基準で及第とされた——しかもあとの試験ほどゆるやかな基準だった——という、よく知られていることから予想がつくことを確認するととどまるともいえる。ただ、9条任用と比べれば全体的に若いコーホートへのずれが確認され（ただこの点は、9条1号が5年以上の判事補経験を要件としていたことの単なる反映とみることもできる）、もっとも若い世代である1861-1865・1866-1870のコーホートをあわせると（試験実施の1887年での到達年齢が26歳以下）それぞれ約17%・18%である。いまは詳細な検討はできないが、このことは、司法部内からの及第とはいえ、必ずしももっぱら経験が評価されたのではないことを示唆しているように思われる。

「法学士」については、1856-1860のコーホートに集中していることを確認できるが、これ以上は立ち入れない。

なお、ここで全体としてみたときの法学士の任用パターンについてひと言ふれておく。岩谷（2012）で強調され、本稿でもIで確認したように、「説明」は「法学士」に対して「学識」の点で高い意味付与を試み、「法学士」・「法学士である代言人」→御用掛（判事試補）→判事というルートを「登用ノ正則」と位置付けていた。この点をふまえるなら、法学士について検事への任

用や9条任用が必ずしも少なくないことは、規則を理解するうえで無視できないものを含んでいるように思われる。というのは、「説明」は規則制定の趣旨として、裁判のあり方に問題があるという状況の定義から出発し、その状況に対する処方として「学識」ある「法学士」を、ほかではなく判事として——しかも1年間の事務見習をへて——任用することを掲げていたはずだからである。もっとも、規則の基底的なスタンスを「法学士」から司法官を登用すること、ととらえるなら、「法学士」の検事への任用も9条任用もそのスタンスには沿うものとして理解できるように思われる。

b) 族籍

族籍については、司法官に限らず、士族が明治初期の官吏の世界で圧倒的な存在感をもっていたことは周知のことと思われる。表4は任用パターンごとにどのように族籍が分布しているかをみたものである。判事登用規則下の新任司法官についても士族の占有率⁵¹⁾の高さを確認することは容易である。全体の約75%を士族が占めている。〈参考値〉として挙げた、自由任用された司法官では8割強、検事任用・9条任用・学士任用でも同程度の数値を確認できる。これらと比べると、試験及第については、合計人数が少ない点を考慮する必要があるとはいえ、これによって次第に平民に司法官への機会が開かれていったことがうかがわれるように思われる。とりわけ第3回の「司法部外」からの及第者の6割が平民であることは目を引く。ただ絶対数が少ないことも確かである。

51) 園田・浜名・広田(1995)で示されたように、単に占有率をみるのでは不十分であり、「輩出率」をみる必要があるとされる。輩出率とは、族籍ごとの人口の変動を考慮にいれ、一定の人口から何人に1人があるカテゴリー(本稿でいえば新任司法官)に到達したかを求めて機会の開放度を検討しようとするものである。ただ、単年当たりの新任司法官数のバラつきが大きく、また判事登用規則体制は3ヶ年しかないため、輩出率を計算しても解釈が難しいので、本稿では占有率を計算するにとどめた。

表4 族籍×任用パターン

(参考値) 判事登用 規明前 自由任用	(参考値) リストC-D	自由 任用 (検事) [学士]	自由 任用 (検事) [学士]	9条任用	9条任用	代理人 任用	学士 任用	第1回 判事登用 試験及第	第2回 判事登用 試験及第	司法部内 法学生徒 対象判事 臨時判事 登用試験 登用試験 及第 及第				第3回判事登用試験及第		合計
													司法部内	司法部外		
華族	1.1	3.3	0.4	0.3										0.4	0.5	0.2
士族	83.3	86.7	82.3	69.2	81.1	90.0	100.0	83.3	66.7	58.3	72.1	56.6	65.7	71.6	38.3	74.3
平民	15.5	10.0	17.3	30.8	18.7	10.0		16.7	33.3	41.7	27.9	43.4	34.0	28.0	61.7	25.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(n)	(354)	(30)	(226)	(13)	(380)	(20)	(1)	(24)	(3)	(36)	(298)	(76)	(265)	(218)	(47)	(1342)

なぜこれほどにも士族の占有率が高いのか。さきに述べたとおり、本稿では士族そのものというより、旧来の知識への親和性をそこに読み取ろうとしているのだが、付けくわえるなら、園田・浜名・広田（1995）で指摘されているように、ここにはもう少しひろい意味で士族がもっていたと思われる知識のストック、あるいは、学習への構えといったものがかかっているように思われる。ただ、これも園田らで指摘されていることだが、族籍をそのまま指標とするのではなく、かつての武士層が含んでいた武士層内部での分化、とくに文化面での差異を視野に入れていく必要があるだろう。

c) 学習歴

表5は学歴・学習歴について、ここまでと同様な検討を試みたものである。合計からただちに分かるとおり「不明」が7割と大多数⁵²⁾に及んでおり、データから読み取れることは決して多くない。それでも、次の4点を指摘できるように思われる。第1に、岩谷（2012）が第1回試験及第者について詳細に明らかにし、第2回試験及第者についても資料編でリスト化して示しているように、「説明」が念頭に置いていた、東京大学法学部別課法学・司法省法学校速成科・私立法律学校で系統的に法・法学を学習した人びとが現れてい

今後文官試験試験補及見習規則（司法官）・判事検事登用試験規則の時期まで対象をひろげたときの課題としたい。

52) 〈参考値〉に挙げた自由任用に至っては99.7%が不明である。ただ、これは筆者の調査不足によるところが大きい。今後の大きな課題である。ただ、この数字が示唆しているのは、士族の割合も高いこの層の特徴が学習歴がないことである、というようには考えにくいだろう。

表5 学習歴・学歴×任用パターン

	(参考値) (参考値)		自由任用 (候補)		9条任用 [学上]		9条任用 [学上]		代理人任用		学上任用		第1回 判事登用試験及格		第2回 判事登用試験及格		司法部内 対裁判事発用試験及格		司法部内 対裁判事発用試験及格		司法部内 司法部外		合計
	判事登用 規則前	自由任用 (候補)	自由任用 (候補)	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	9条任用 [学上]	
東京大法・帝大法	23.3	69.2	5.0	50.0																			1.6
東京大法廣科																							0.1
東京大別課法学(1・2回生)																							0.1
東京外国語学校魯学部																							1.3
師範学校・師範学科 ¹⁾																							0.1
東京開成学校																							0.1
石川県愛宕中学校法律専門科																							1.0
陸軍省戸山学校・兵学寮 ²⁾																							0.1
正則1期生	40.0	30.8	15.0	80.0																			0.2
正則2期生																							0.6
速成1期生	23.3	0.9	2.1																				2.5
速成2期生																							2.0
速成3期生																							6.0
工部省電信修技校・電修学校 ²⁾																							7.9
専修学校																							0.1
明治法律学校 ²⁾																							0.9
東京法学校 ²⁾																							1.7
東京専門学校																							0.4
英吉利法律学校 ²⁾																							0.4
東京弘学舎																							0.4
京都府立学校																							0.4
同人社分齋																							0.4
イギリス留学 ³⁾	6.7	0.9																					0.1
ドイツ留学 ³⁾																							0.1
アメリカ留学																							0.1
漢学修業	0.3	0.4 ³⁾	0.3 ³⁾																				0.1
帝大法院生に就いて法律学修業																							0.1
和歌山藩学習館・私塾																							0.1
不明	99.7	94.2	96.6	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	71.7
合計	100.0 (350)	100.0 (226)	100.0 (380)	100.0 (20)	100.0 (1)	100.0 (24)	100.0 (3)	100.0 (36)	100.0 (298)	100.0 (76)	100.0 (218)	100.0 (47)	100.0 (1342)										100.0

1)：中等師範学校、小学師範教科等を含む。
 2)：卒業未承認の者を含む。
 3)：留学先別内訳判明分。英：ミドルトン1名、独：ゲッティンゲン大1名、米：ボストン大1名(自由任用(候補)〔学上〕分)、ミシガン大法1名(9条任用分)。
 注：放棄(廃業)以外も含まれている場合、放棄者数を数字で付した。第3回試験は部内外の内数にだけ付した。た。中選(中選以外も含まれている場合のみ、中選者数を数字で付した。第3回試験は部内外の内数にだけ付した)。

る。とくに私立法律学校にかかわっては、すでに各大学史などで明らかにされていることだが、第2に、第3回試験では「司法部外」からの及第者の約7割を私立法律学校出身者が占めている。

以上の点はすでにひろく知られていることである。私立法律学校について指摘しておきたいのは、第3に、司法部内からの及第者に私立法律学校出身者が散見されることである。これもなかば周知のことと思われるが、あえて改めて指摘したのは次のような理由による。判事に（のちには検事にも）任用されるのは試験及第によってであるにしても、すでに司法省のなかに、あるいは判事補・検事補として、あるいは裁判所書記として、あるいは属として、一定程度私立法律学校出身者が入り込んでいたことがかわれる事実は、無視すべきではないのではないか、と思われるからである。そうした人びとの姿も、判事登用規則の制定の背後にあったのではないかとも考えられる。

たとえば、荳司恒策。かれは1887年の司法部内対象の試験及第者の1人である。かれの履歴書から抜き出すとその履歴は次のように始まる⁵³⁾。

明治十九年二月十六日

一 任判事補

同日

一 月俸三拾円給与ス

同日

一 新潟始審裁判所詰ヲ命ス

菊田定郷編『仙台人名大辞書』（1933）によれば「初名は孝作」で、明治法律学校で学習したようなのだが、村上（1996、1998）による丹念な調査結果

53)「判事補岡本徹治外二百三十五名裁判所判事ニ被任ノ件」国立公文書館蔵『官吏進退』（明治二十年官吏進退十三・司法省三）。

のなかにはかれの名を見いだせていない⁵⁴⁾。おそらく『明治大学一覽』(1937)の卒業生年度別にある1884年卒の「莊司貢作」ではないかと思われる。かれに限らない。この頃の試験及第者のなかには、判事補や裁判所書記から職歴が始まる者が散見される。

重要なのは、ここから手がかりがえられるように思われるのは、1人の人物の履歴だけではないことである。そうした人びとは、たとえば法律学校で学習しなかったとしても、当時ひろく流通したと思われる『講義録』で法・法学を学習したことも考えられる。そうだとすると、筆者が関心を寄せる「法学熱」、明治期のある時期の人びとが、どのような期待や願望、あるいは不安や苦悩を抱いて法・法学の学習に向かったのか、についての手がかりもえられるように思われるのである。さらにいえば、司法官にならなくとも、かれらが新しい——はずの——社会をどう生きたか、そこに法・法学がどうかかわっていたかを明らかにすることは、日本の経験を理解するうえでひとつの重要な要素になるのではないだろうか。

要するに、司法官として光を浴びたかもしれない人びとの背後で、“ふつうの”人びとがどう法・法学を生きたかを明らかにする手がかりがえられるかもしれないということである。

第4に、これは表にはあらわしていないのでここで述べるのは不適切とも思われるものの、何人かの学習歴からわかるのだが、——表5では基本的にはいわゆる「最終学歴」だけを反映させた——、師範学校で学習し教師を経たうえで司法の世界に転じた者もまれではなかった。その一部は、改めて法律学校に入って学習することによって。おそらくは社会的出自と無縁ではない、学習への構えが、この表のさきにはあるということである。

54) あるいはすでに調査済みであれば、ご教示願えるかもしれない。なお、表5では学歴「不明」に含めている。

(2) 司法官へ

なぜかれらは司法官への道を選んだのだろうか。この問いに直接答える準備は筆者にはまだない。それに代えて、どのようなプロセスを経てかれらが新任司法官になったのかにかかわる、次元を異にする3つのデータを検討することにしたい。以下は、いわば隙間ばかりのパッチワークの試みに過ぎない。

a) 司法の世界の入口

かれらが、図1に示した筒状の司法の世界にいつ入ったのかを年単位で見ると、2つのピークが目をつく。1つは1876(明治9)年の258名で19.2%を占める。もう1つは1881-82(明治14-15)年の219名で16.3%を占める。

まず最初のピーク、すなわち1886年に司法官吏としてのキャリアを始めた人びとを、2つのグループに——ほかの世界から司法の世界に転じたグループ1(183名(70.9%))と、最初から司法の世界に入ったグループ2(75名(29.1%))に分けてみる(もっとも、この時点で「司法の世界」がその外部とどれだけわかれていたかは疑問の余地がある)。初職が判任以上の者の割合はグループ1で37.7%、グループ2は43.5%。官吏の世界がはじまって間もない時期であることを考えると、かれらはトップ層ではないにしても、おそらく明治以前の社会層のなかでは比較的高い地位からいわば「横滑り」してきた層であるように思われる。ただし、判任より下の等外出仕や雇・備からの「叩き上げ」も決して少なくはない。

明治初年は府県が裁判事務に当たっていたことをふまえて次の値を算出してみた。履歴書の記載がまちまちな点を考慮すべきとはいえ、グループ1では裁判事務経験者が15.9%である。全体では6.3%だから、司法の世界に入るきっかけとして府県での裁判事務がかかわっていたことがうかがわれることを確認できる。

2つめのピーク、1881-82年に司法入りしたグループを特徴づけるのは、

直近のキャリアが警察官の者が48.3%と約半数を占めることである。もう少しひろく時期をとると、80年制定・82年施行の治罪法の影響からか、80～84年のあいだは警察官からの流入が目立つようになっていた⁵⁵⁾。かれらが法についてどのような教育を受けていたかも検討すべき課題のように思われる。

b) 新任司法官への入口

本稿で指摘してきたとおり、判事登用規則体制の下では9条任用が無視できない比重を占めていた。他方、試験及第が一定の役割を果たしていたことも否定できない。表6は1887年10月の第3回判事登用試験の結果、そのまま判事・検事に任用された者⁵⁶⁾が待遇面でどのような処遇を受けたかを示したものである。Iの最後に指摘しておいたように、官等に似た等級が司法官吏の世界で一定の意味をもっていた。そのことの意味をパッチの1つで確認したい。

表6 司法官任官時の官等俸給×判事補・検事補時の相当官等・俸給 / 警部・裁判所書記時の官等俸給

							(人)		合計
	9等官相当	10等官相当	11等官相当	12等官相当	13等官相当	14等官相当	判3 県警部 月36	判5 裁判所書記 月35	
奏5下	2	16							18
奏6上			49				1	1	51
奏6中				58	31				89
奏6下						7			7
合計	2	16	49	58	31	7	1	1	165

55) ただ、直近のキャリアの点では、78年以降は「教員」が10～20%台をほぼ保っており、1割弱とはいえ「郡区書記」も目につくから、読み書き能力一般がもっていた意味も無視できないように思われる。

56) これは現任判事補・検事補は判事試験をスキップすることが認められたことによる措置である。「現任判事補検事補ニシテ判事登用試験ニ及第セシ者ハ直ニ判事ニ登用ス」国立公文書館蔵『公文類聚』（第十一編・明治二十年・第五巻・官職門五止・選叙任罷・官吏雑規・議会）。なお、1887年任官時に非職であった者は、直近の相当官等・月俸を採った。

まず、この表の背後には、上奏文に列記された氏名が宮中席次から取り出したルール①～③に基本的には従って並んでいた事実があることを指摘しておきたい。表2では13名にすぎなかったが、160名以上の人事である。もっとも厳密には、相当官等では同じ等級の検事補と判事補が分けられていたこと、県警部・裁判所書記は別の人事として扱われた点では、ルール①～③に厳密に従っていたわけではない。

他方、相当官等が新任司法官の待遇をほぼ1対1対応で規定していたことは明らかであると思われる。9・10等官相当は奏任5等（下級俸）、11等官相当は奏任6等（上級俸）、12・13等官相当は奏任6等（中級俸）、14等官相当は奏任6等（下級俸）というように。「ほぼ1対1対応」というのは、複数の列で奏任官任官時の官等俸給が同じ場合があるとはいえ（たとえば12等官相当の列でも13等官相当の列でもどちらの列でも任官時の待遇が「奏6中」であるという意味では、「厳密な1対1対応」ではない）、列ごとにみるとすべての列で1セルに集中する（逆に言うと、12等官相当の列でも13等官相当の列でも「奏6中」以外のセルに値が入ることはない）、ということである。ただ、警部・裁判所書記の待遇をみれば、月俸がその背後にあることも事実である（判任3等の警部〈月俸36円〉、判任5等の書記〈月俸35円〉が、月報額でほぼ同等または同じである、11等官相当月俸35円の判事補・検事補と同等の処遇を受けている）。もっとも、すぐ上でふれたように、表6の破線で表現したのは、文書では別の人事として扱われたということである。

実はこれとほぼ同じ分析は、安原（2013、p.76、表2）ですすでに行われている。ただ違うのは、安原（2013）の表では、たとえば月俸30円（12等官相当）の判事補・検事補が奏任5等（下級俸）の待遇を受けるケースと、奏任6等（上級俸）の待遇を受けるケースがあってバラついていたように見える点である。ささいな違いで安原（2013）の知見を否定したいわけではない。そうではなくて、重要なのは、このほぼ1対1対応がなにを意味するか、で

ある。かりに12等官相当の者の処遇がバラついていたら、それは試験の結果が実質的な意味をもったことを示唆すると解釈することもできそうである。しかしバラつきはなかった。司法部内対象の試験が厳密な基準で及第者を出したのではなかったとしても、同じ等級の者とはいえこれほどまでにそろって同じ待遇を受けるような試験結果を残したとは考えにくいのではないか。そうだとすれば、このことは判事登用規則体制をどう理解するか、そこで行われた「学識」認定をどうとらえるかにもかかわってくるように思われるのである⁵⁷⁾。

c) 司法官の世界へ

ここで、上でふれた司法官吏の等級について、判事・検事や判事補・検事補たちがどのように認識していたか、かれらがそれをどう経験したかを、自身も試験を経験した柳沢重固の回顧（柳沢、1934a）から検討しておく。

柳沢は1860年生まれ、山形県士族。小学訓導を経た、司法省法学校速成科の3期生で、第2回判事登用試験に及第し、判事試補として福島始審裁判所詰を命じられた。その福島の裁判所が舞台である。柳沢の文章では登場人物はアルファベットで表現されているが、おそらく次の人物たちだと思われる。

所長 K 判事：久保秀景、文政12年12月生まれ（「上野の戦争で、数人の敵を斬つた」〈p.120〉と噂される）

上席検事 N 検事：納富利邦、1848年生まれ（北陸道先鋒七番隊司令官、奥羽征

57) そもそもなぜ同件事象を表現しているはずの本稿の表6と、安原（2013）の表2が違うことになったのか。推測でしかないが、かりに安原（2013）の表2が俸給について『職員録』をもとに作成されたのであれば、理解できるように思われる。込み入った点にわたるが、1887年中に昇給・増俸した（逆に言うと、1886年の『職員録』には「前俸」が記載されているはずの）ケースを考慮に入れると、ケース数上はつじつまが合うことを確認できるからである。

討軍軍事掛付役)

次席判事 M 氏:村地正治、1848 年生まれ (1870 年、「詞聴課勤学トシテ米国」へ)

H 氏 (判事補):橋爪捨藏、1857 年生まれ (元小学訓導、司法省法学校速成科 2 期生の「先輩」)

U 君 (判事補):牛来一、1858 生まれ (福島裁判所等外 3 等出仕からの「叩き上げ」)

T 君 (判事補):津田野敬作、1853 年生まれ (山梨裁判所雇からの「叩き上げ」)

柳沢が赴任した当時、久保・納富・村地が奏任官で、橋爪・牛来・津田野は判任官であった。柳沢は奏任取扱だったから、「椅子テーブルに至るまで判事同様に、M 判事の次に席を据へられ」「何んと無く羞痒い様な気がした」という。それは、先輩格の判事補より上の「席次」につかされ、かれらが「じろじろ目を余の席に注ぐ様な気がしたから」(pp.119-120) だった。

ところが、判事登用規則体制の下、判事補が奏任官になると「H 氏其他諸氏」がそのまま判事となり、「席次の変更が起つた」。「一朝にして其位置転換、昨日まで下席に居た連中が、得々として余の上席に座はる様になつた」。柳沢本人は気にしなかったというが、「治まら無いのは給仕廷丁の連中で、今まで苛かつた人が、苛くなくなつて、苛くなかつた人々が、急に苛くなつたのは、実に不可思議千万だといふので、彼方此方に密話が行はれて居つた」(p.122) というのである。

官等の世界を生きる司法官吏たちの認識が、その外にいる職員たちの意識とのギャップも含めて、よく伝わるエピソードであると思われる。

おわりに

1 まとめ

本稿では、判事登用規則体制下での新任司法官任用について、規則の運用

実態とその帰結をふくめて明らかにしようとしてきた。同体制は、第1に、「学識」と同時に「経験」を考慮する多孔的な仕組みだったのではないかということ、そのこととかわかって、第2に、試験ベースのものというより、むしろ「法学士」という資格を判事という職業に直結させる仕組みを核としつつ、その内に試験とは別の司法官任用の方法を組み込んだものとして理解できるのではないか、といったことを示そうと試みてきた。不十分な分析・考察にとどまったが、判事登用規則の意味を筆者なりに検討してきた結果は以上のとおりである。

2 展望と今後の課題

まず本稿の重大な限界について明らかにしておく必要がある。多々ある限界のもっとも重大なひとつは、本稿が、(1) 判事登用規則のもとで任用された、(2) 司法官という、非常に限られた対象だけしか扱っていないことである。(1) とのかかわりでは、第1に判事登用規則が制定・施行されるより前にすでに判事・検事に任用されていた人びとについてはほんのわずかな情報しか参照できなかった。第2に判事登用規則に代わるものと位置付けられる仕組み、すなわち、判事登用規則にすぐ続くと考えられるものに限ってみても、文官試験試験補及見習規則（司法官）、判事検事登用規則と次々に変わっていく法制の下で任用されていった司法官については本稿では対象外にしている⁵⁸⁾。

(2) とのかかわりでは、——いうまでもなく (1) ともかかわっているのだが——、第1に代言人・弁護士——さらにいえば勸解吏・裁判所書記・公証人、警察官、郡区長、郡区書記、戸長など——も対象にふくめてられていない。かれらは法学教育とその社会的・文化的基盤との関連を近代日本の経験にそくして考察していくうえでは見のがすべきでない貴重な知見をもたらしてくれるはずである。第2に行政官についても同様である。行政官につい

58) どちらも別の機会に取り上げて分析・考察する準備は進めている。

ては、司法官以上に研究関心を集め、膨大すぎるほどに研究が蓄積されてきたといってもよいように思われる。そのため、先行研究を適確に整理し、本稿で直接扱う対象との関連付けを行うことができれば筆者の問題関心に十分にこたえてくれると思われるのだが、それもできていない。逆にいえば、本稿では3年間ほどの非常に短い期間の司法官任用しか対象にできていない。

天野（1989）に従い、大村（1999）に倣うなら、いわゆる法曹や行政官のように一見して直接に法と関わる集団だけでなく、西洋法・近代法にふれ、それを学習し、あるいは、学習しようとした人びとが——“ふつうの”人から名望家層なども含めて——どう法を生きたかが考察すべき課題になる。

本稿を出発点として、これらの限界を少しでも補えるよう作業を進めていきたい。

（法学研究科博士後期課程法律学専攻）

〈文献〉

天野郁夫、1989、「第十章 法学系私学の生成と発展」天野郁夫、1989、『近代日本高等教育研究』玉川大学出版部、pp.421-484。初出は、天野郁夫、1971、「近代日本における外国法の受容と法学教育の成立」『名古屋大学教育学部紀要』18、pp.519-590。

藤田英典、1992、「教育社会学におけるパラダイム転換論」森田尚人・藤田英典・黒崎勲・片桐芳雄・佐藤学編『教育学年報1：教育研究の現在』世織書房、pp.115-160。

法政大学百年史編纂委員会編、1980、『法政大学百年史』法政大学。

岩谷十郎、1996、「解説Ⅰ 近代日本法史研究における『学識』判事との遭遇：法学教育史研究と『日本法曹界人物事典』」『日本法曹界人物事典 別巻』ゆまに書房、pp.1-12。

——— 2012、「第七章 近代日本法史における『学識』判事の登場：第一回判事登用試験顛末」岩谷十郎『明治日本の法解釈と法律家』慶應義塾大学法学研究会、

pp.319-419。

燕山巖、2007、『司法官試補制度沿革：続 明治前期の司法について』慈学社。

加藤高、2001、「明治前期、司法官任用制の一断面：明治十年、広島裁判所の場合」
『修道法学』23 (2)、pp.219-248。

楠精一郎、1989、『明治立憲制と司法官』慶應通信。

松尾章一、1967、「明治政府の法学教育：明法寮と司法省法学校の史料を中心として」
『法学志林』64 (3・4)、pp.99-128。

三島駒治編、1898、『九大法律学校大勢一覧：附・現行試験規則及問題集』東京法
友会。

村上一博、1996、「明治法律学校出身の司法官群像」『法律論叢』69 (1)、pp.135-
179。

——— 1998、「明治法律学校出身の司法官群像（その2）」『法律論叢』71 (1)、
215-271。

——— 2009、「試験問題からみた代言人像の変遷」民衆史研究 78、pp.3-20。

大村敦志、1999、「第一編 民法と民法典を考える」大村敦志『法典・教育・民法学：
民法総論研究』有斐閣、pp.1-120。初出は、大村敦志、1996、「民法と民法典を
考える：『思想としての民法』のために」『民法研究』1、pp.5-136（ただし部分
的に加筆・改稿されている）。

園田英弘、1984、「宮中席次の思想」飛鳥井雅道編『国民文化の形成』筑摩書房、
pp.239-274。

園田英弘・浜名篤・広田照幸、1995、『士族の歴史社会学的研究：武士の近代』名
古屋大学出版会。

手塚豊、1988、「司法省法学校小史」『明治法学教育史の研究』慶應通信、pp.1-
154。初出は、手塚豊、1967、「司法省法学校小史：続続・明治法制史料雑纂（4）
～（6）」『法学研究』40 (6、7、11)、pp.54-84、pp.57-100、pp.56-86。

利谷信義、1965a、「日本資本主義と法学エリート（1）：明治期の法学教育と官僚
養成」『思想』493、pp.22-34。

- 1965b、「日本資本主義と法学エリート (2):明治期の法学教育と官僚養成」
『思想』496、pp.104-119。
東京大学百年史編集委員会編、1986、『東京大学百年史 部局史一』東京大学出版会。
東京帝国大学編、1932、『東京帝国大学五十年史 上册』東京帝国大学。
山室信一、1993、「箕作麟祥と河津祐之」『法律学の夜明けと法政大学』法政大学
出版局、pp.297-314。
柳沢重固、1934a、「温故知新 (一)」法曹会雑誌 12 (1)、pp.113-124。
—— 1934b、「温故知新 (二)」法曹会雑誌 12 (5)、pp.95-106。
安原徹也、2011、「明治憲法体制成立期における司法官任用制度の形成」『史学雑誌』
120 (8)、pp.63-86。
—— 2013、「司法官任用の制度的枠組とその実態：明治二三年『判事検事官等
俸給令』の制定」『日本歴史』786、pp.72-87。
—— 2019、『近代日本における官吏任用制度成立過程の研究：制度の運用と慣
行の形成に着目して』（2018年度博士論文、東京大学大学院人文社会系研究科）。